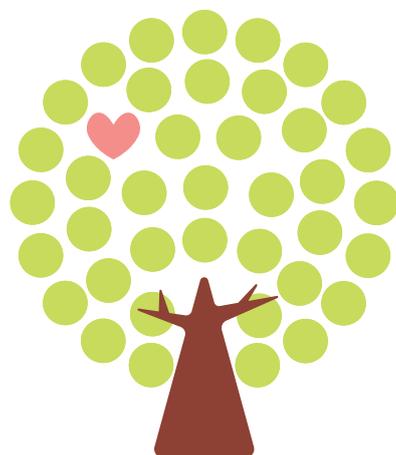


第6次
和歌山県社会福祉協議会
活動計画

令和4(2022)年度～令和8(2026)年度

～ともに生きる

わかやま
地域社会の実現をめざして～



社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会

第6次和歌山県社会福祉協議会活動計画

令和4(2022)年度～令和8(2026)年度

目次

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨	2
2 これまでの活動計画の取組	3
3 計画の性格	6
4 計画の推進期間	7
5 計画の進行管理	7

第2章 地域福祉を取り巻く環境

1 社会構造の変化と地域社会の変容	8	
2 地域共生社会の実現に向けた動き	8	
3 新型コロナウイルス感染症(コロナ禍)の影響	9	
4 分野別の課題等	9	
① 高齢者福祉・介護分野	② 障がい福祉分野	③ 児童福祉分野
④ セーフティネット・生活困窮	⑤ 権利擁護・成年後見	⑥ 多発する自然災害への対応

第3章 第6次計画の構成・推進体系

1 基本理念	12
2 行動指針	12
3 強化すべき機能	13
4 重点目標	13
推進体系イメージ	14

第4章 個別事業計画と組織基盤の強化

1 個別事業計画	17
① 市町村社協活動支援事業	
② 生活福祉資金等貸付事業	
③ 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護・成年後見支援）	
④ 民生委員・児童委員協議会活動との連携・協働	
⑤ ボランティアセンター事業	
⑥ 災害ボランティアセンター事業	
⑦ いきいき長寿社会センター事業	
⑧ 制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト	
⑨ 社会福祉施設・団体との連携強化及び支援事業	
⑩-(1) 福祉人材センター事業（人材部門）	
⑩-(2) 福祉人材センター事業（研修部門）	
⑪ 福祉人材確保等にかかる返還免除付き貸付事業	
⑫ 福祉介護サービス評価センター事業	
⑬ 民間社会福祉事業従事者共済事業・福利厚生センター等受託事業	
⑭ 福祉サービス運営適正化委員会事業	
2 組織基盤の強化	59
（1）組織体制の強化	
（2）経営基盤の強化	

第5章 参考資料

1 第5次和歌山県社会福祉協議会活動計画の進捗状況	68
2 第6次和歌山県社会福祉協議会活動計画 策定に係る組織体制／検討委員会委員名簿等	78
3 第6次和歌山県社会福祉協議会活動計画 策定経緯	79
4 和歌山県社会福祉協議会活動計画検討委員会設置要綱	81

A white silhouette of the map of Wakayama Prefecture is centered on the page. The background is a light blue checkerboard pattern, and a vertical dark blue checkerboard pattern runs along the right edge. The title text is overlaid on the map.

第6次 和歌山県 社会福祉協議会 活動計画

令和4(2022)年度～令和8(2026)年度

第7章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

和歌山県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）では、昭和30年の法人設立以来、「和歌山県における地域福祉の推進」を目的に、会員をはじめとする多様な地域福祉関係者に支えられながら、その時々課題に対して創意工夫を重ね、様々な取組を行い、社会福祉協議会としての責務を果たしてきました。

近年の社会福祉をめぐる情勢は、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者対策をはじめとする社会保障制度改革、コロナ禍における地域福祉活動の推進手法の変化など大きな転換期を迎えており、地域では少子高齢化や人口減少・過疎化の進行、価値観の多様化などを背景として、地域における支え合い機能が脆弱化し、既存の制度だけでは解決できない地域生活課題が年々深刻さを増しています。

県社協のこれまでの取組は、市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）、民生委員・児童委員、社会福祉法人（社会福祉施設）、ボランティア・NPO等の福祉関係者をはじめ、行政（県・市町村）、保健、医療、司法、教育、企業等、多種多様な関係機関・団体等との連携に基づいて進められており、地域共生社会の実現に向けてはこうした連携を今後さらに発展・強化していく必要があります。

このような状況を踏まえ、今後県社協が取り組むべき事業について当面5年間の方向性を示すために、「第6次活動計画」を策定します。

（参考）都道府県社会福祉協議会の法的位置づけ等

【社会福祉法第109条】（市町村社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより**地域福祉の推進を図ることを目的とする団体**であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、…（中略）…指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

【社会福祉法第110条】（都道府県社会福祉協議会）

都道府県社会福祉協議会は、**都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体**であって、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる事業であって各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- 三 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- 四 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

2 これまでの活動計画の取組

県社協では、これまで5次（平成17年度～令和3年度）にわたる活動計画を策定、各種事業を推進してきました。

その過程で、社会・経済情勢及び社会福祉施策の変化等に対応しながら、関係機関との協働により一貫して「地域福祉の推進」に取り組んできました。

① 第1次～第4次活動計画

第1次計画		平成17年度～平成19年度（3カ年）	
使命	21世紀は地域福祉の時代 みんなの願い、想いをもち寄って支え合いのふるさとづくりを		
主な取組	平成17年	福祉サービス利用援助事業の全市町村社協実施開始	
	平成18年	災害時対応訓練開始／福祉介護サービス評価センター設置	
	平成19年	サラリーマン退職者等生きがい活動支援事業等開始	
第2次計画		平成20年度～平成22年度（3カ年）	
使命	21世紀は地域福祉の時代 みんなの願い、想いをもち寄って支え合いのふるさとづくりを		
主な取組	平成20年	県災害ボランティアセンター設置／県成年後見支援センター設置	
	平成21年	生活福祉資金 総合支援資金等貸付開始	
	平成22年	県社協として法人後見受任開始	
第3次計画		平成23年度～平成25年度（3カ年）	
基本理念 (テーマ)	みんなの力で地域福祉 みんなが支え合いの輪の中に 地域で支えあう仕組みづくりを		
主な取組	平成23年	東日本大震災への対応（職員派遣・ボランティアバスの運行等） 紀伊半島大水害における災害ボランティアセンター運営	
	平成24年	県内社会福祉協議会における「災害時の相互支援協定」締結	
	平成25年	高齢者を地域で支えるガイドブック作成	
第4次計画		平成26年度～平成28年度（3カ年）	
基本理念 (テーマ)	みんなの力で地域福祉を推進します あらゆる機関と地域住民が連携・協働して取り組める仕組みづくり		
主な取組	平成26年	保育士人材確保事業実施、保育士支援コーディネーター配置	
	平成27年	法人設立60周年記念・近畿地域福祉学会和歌山大会開催	
	平成28年	福祉人材確保のための「返還免除付き貸付事業」開始	

② 第5次活動計画

第5次活動計画は、平成28年3月の社会福祉法改正（社会福祉法人制度改革）を受けて、同改革への適切な対応と地域福祉に貢献する社会福祉法人の役割を一層果たしていくことができるよう、「社会福祉法人制度改革への対応及び第5次活動計画検討委員会」の協議を経て策定しました。

第4次活動計画までは3カ年としていた計画期間を5カ年に変更し、既存の進行管理基準に基づき、毎年度、評価・見直しに取り組みました。

第5次活動計画の取組概要と成果等は、第5章・参考資料に掲載しています。

第5次計画	平成29年度～令和3年度（5カ年）
基本理念 (テーマ)	みんなの力で地域福祉を推進します 誰もが支え、支えられ安心して生活できる仕組みづくり
地域福祉の推進を図るための 5つの視点	<ul style="list-style-type: none"> 一、地域社会の福祉課題・生活課題に気づき、受けとめます 一、様々な人々の参画と協働を得て、福祉課題・生活課題の解決に取り組みます 一、一人ひとりの人権が尊重され、思いやりのある支え合いの地域づくりを進めます 一、同じ目的を有する市町村社会福祉協議会と伴走・連携して活動を展開します 一、地域福祉活動を応援できる組織運営・事業経営に努めます
6つの共通機能	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">◆ 広域性 <li style="width: 50%;">◆ ネットワーク・コーディネート <li style="width: 50%;">◆ 情報収集・提供 <li style="width: 50%;">◆ 総合企画 <li style="width: 50%;">◆ コンサルテーション <li style="width: 50%;">◆ 研修・福祉教育

重 点 目 標	1 社会的孤立の防止		
	2 地域福祉権利擁護体制の構築		
	3 災害時の福祉救援		
	4 福祉サービスの質の向上		
	○		
○		○	② 福祉人材確保等にかかる返還免除付き貸付事業
○		○ ○	③ 制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト
○ ○			④ 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）
○ ○ ○			⑤ 民生委員・児童委員協議会活動との連携・協働
○ ○ ○			⑥ 地域福祉活動推進支援事業
○		○	⑦ いきいき長寿社会センター事業
○ ○ ○ ○			⑧ ボランティアセンター事業
○ ○ ○ ○			⑨ 福祉情報・広報活動
○		○ ○	⑩ 社会福祉施設・団体との連携強化及び支援事業
		○	⑪ 福祉サービス運営適正化委員会事業
		○	⑫ 福祉人材センター事業
		○	⑬ 福祉介護サービス評価センター事業
		○	⑭ 民間社会福祉事業従事者共済事業・福利厚生センター等受託事業

第5次活動計画 計画期間（平成29年度～令和3年度）における主な取組

平成29年度
(1年次)

- 改正社会福祉法（社会福祉法人制度改革）の本格施行に伴う定款変更・諸規程改正等、新体制による法人運営開始
- 「制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト」開始
- 福祉人材確保等に係る「返還免除付き貸付事業」実施（平成28年度～）
- 「わかやま元気シニア生きがいバンク」設置
- 平成29年九州北部豪雨災害支援・ボランティアバス運行（実施2回）
- 「民生委員制度創設100周年記念和歌山大会」運営支援（10月）
- 和歌山県地域福祉推進フォーラム開催（2月）

平成30年度
(2年次)

- 会計監査人の設置（7月）
- 平成30年7月豪雨災害への対応
 - ・ 岡山県倉敷市災害VC支援 職員派遣（7月20日～10月4日）
 - ・ ボランティアバス運行（実施4回）、小口資金貸付支援職員派遣
- 県災害VC常設化10周年記念フォーラム開催（1月）
- 小規模法人ネットワーク化協働推進事業：社福法人の地域貢献活動紹介DVD作成
- 成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた体制整備研修会・出前講座等 開催

令和元年度
(3年次)

- 全国健康福祉祭「ねんりんピック紀の国わかやま2019」開催（11月9日～12日）和歌山県選手団594名を派遣
- 令和元年台風19号災害・福島県郡山市災害VC支援 職員派遣
 - ・ 栃木県及び長野県へのボランティアバス運行（実施8回）
- 災害VC運営支援 市町村社協職員等運営支援者チームづくり（リスト化）着手
- 第1回広域・同時多発災害対応訓練（田辺市）及び災害VC中核スタッフ研修 開催
- (株)セブン-イレブン、県と「商品寄贈による社会福祉貢献活動」3者協定締結
- 成年後見制度利用促進圏域別意見交換会開催
- 福祉人材確保・定着フォーラム／介護ロボット和歌山フォーラム開催（12月）
- 新型コロナウイルス感染症対応 特例貸付開始（3月25日～）

令和2年度
(4年次)

- 新型コロナウイルス感染症対応 特例貸付の実施（当初7月末まで→受付延長）
- コロナ禍における災害VC活動 中核スタッフ養成研修・広域訓練開催（1月、2月）
- 外国人介護人材受入支援事業の実施（相談会・研修会）
- 「地域共生社会の実現に向けた社協事業の展開を考える委員会」設置、開催
- 和歌山県地域福祉推進フォーラム開催（3月5日／オンライン併用）
～ともに生きる豊かな地域社会づくりをめざして～
- 各種会議・研修会等を書面審議やオンラインを活用して開催（通年）

令和3年度
(5年次)

- 新型コロナウイルス感染症対応 特例貸付の実施（継続）
- 福祉・介護・保育の就職フェアわかやま開催（7月、11月、3月）
- 成年後見制度利用促進体制整備研修会及び市町村長申立研修会開催（7月）
- (株)オークワと「地域福祉活動の推進に係る連携・協力に関する協定」締結（8月）
- 和歌山市六十谷水管橋崩落事故に係る給水活動支援（10月）
- 地域共生社会推進研修会 兼 市町村社会福祉協議会事務局長会議（11月）
- 近畿地域福祉学会和歌山大会 兼 和歌山県地域福祉推進フォーラム開催（12月）

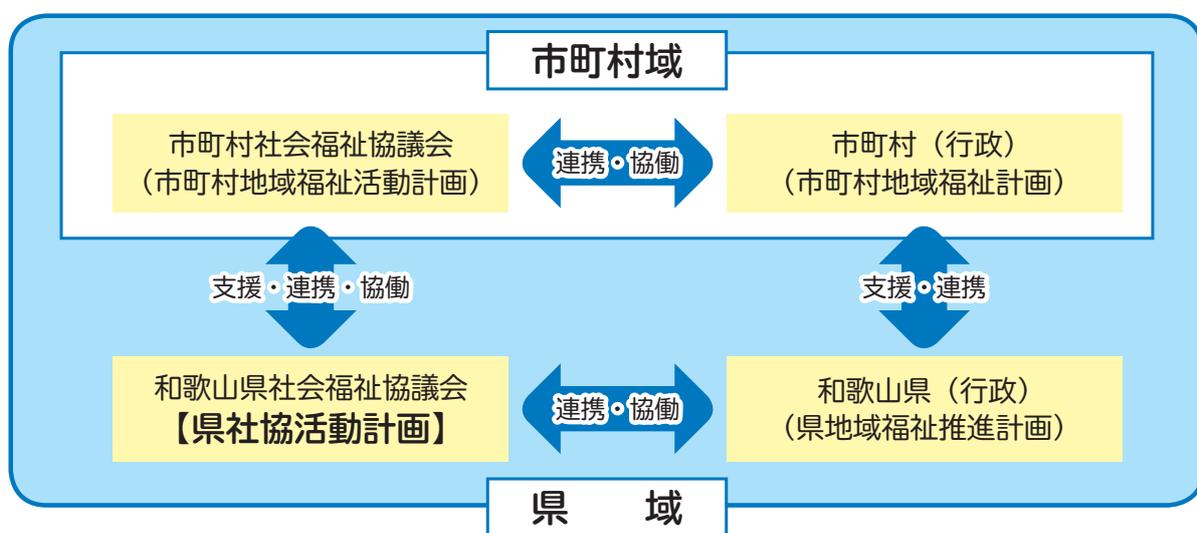
- 社福法改正関係
- 災害関係
- 福祉人材確保関係
- 新型コロナ貸付関係
- 権利擁護関係
- 生きがいづくり関係
- その他

3 計画の性格

① 行政計画・市町村計画等との関係

この計画は、「和歌山県長期総合計画」、「和歌山県地域福祉推進計画」、「わかやま長寿プラン2021」、「紀の国障害者プラン2018」、「紀州っ子健やかプラン2020」などの県が策定する計画及び全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）が策定した「全社協福祉ビジョン2020」、「社協・生活支援活動強化方針（平成30年3月）」等との整合性を図りながら、和歌山県における地域福祉の推進を図るために策定するものです。

また、同じく「地域福祉の推進を図ること」を目的とし、地域の最前線で活動する市町村社協を支援する役割を含むものとします。



② SDGsとの関係

また、この計画は、2015年9月の国連サミットで採択され、国際的に進められている「SDGs：誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の理念にも合致するものです。

SDGsで示された17の共通目標のうち、特に「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「11 住み続けられるまちづくりを」「16 平和と公正をすべての人に」「17 パートナーシップで目標を達成しよう」に関連が深く、これまで県社協が取り組んできた地域福祉の推進と大きく重なることから、その目標達成に向けて取り組みます。



《参考》SDGs（エスディーゼーズ）
Sustainable Development Goals
持続可能な開発目標

2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓った取組をすすめることとされている。

4 計画の推移期間

【期間】 令和4(2022)年度～令和8(2026)年度 《5年間》

5 計画の進行管理

計画を総合的かつ効果的に推進するため、別に定める「和歌山県社会福祉協議会活動計画進行管理基準」により、定められた手順に基づいて評価・見直しを行います。

また、計画策定後の社会情勢の変化等に対応が必要な場合は、別途計画の見直しを行います。

(参考)

和歌山県社会福祉協議会活動計画進行管理基準

(目的)

第1条 この基準は、和歌山県社会福祉協議会活動計画（以下「本計画」という。）の執行状況を的確に把握し、事業が計画どおり進行するための管理体制を確立するとともに、本計画策定後の社会情勢の変化等に伴う新たな福祉課題・生活課題に対応するための取組等を本会の運営に適正かつ効果的に位置づけることを目的とする。

(進行管理に関する事務の分担)

第2条 進行管理に関する必要な事務は、総務企画部が行う。

(進行管理の方法)

第3条 進行管理の方法については、次のとおりとする。

1 本計画の変更等は、本会理事会で諮る。

2 第4章「1個別事業計画」の進行管理は次により行う。

(1) 各部長等は、所掌する事業の毎年度の進行状況及び改善が必要と思われる点等を明らかにするため、別に定める調書を作成し、総務企画部に提出するものとする。

(2) 提出された調書は、「和歌山県社会福祉協議会活動計画検討委員会」において報告・検討を行うとともに、本計画に変更等の必要がある場合には、当該会議において本計画の変更等案のとりまとめを行い、本会理事会に提案する。

(補則)

第4条 この基準に定めるもののほか、進行管理に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

この基準は平成17年4月1日から施行する。

(附則)

この基準は平成25年4月1日から施行する。

(附則)

この基準は平成29年4月1日から施行する。

(附則)

この基準は令和元年7月25日から施行する。

(附則)

この基準は令和3年4月1日から施行する。

第2章 地域福祉を取り巻く環境

第6次活動計画策定にあたり、計画期間である今後5年間に、特に意識すべき地域福祉を取り巻く環境や社会福祉制度・政策の動向並びに本県の社会情勢や地域生活課題等について概括します。

1 社会構造の変化と地域社会の変容

少子高齢化の進行と人口減少

わが国の人口構造は、2025年（令和7年）には団塊世代の全てが75歳以上、2040年（令和22年）には団塊ジュニア世代が65歳以上となり、出生数の減少が続く中で今後は人口減少が本格化し、あらゆる分野で「地域社会の担い手不足」が懸念されています。

一方、本県は全国に先駆けて高齢化が進行しています。令和3年1月1日現在の本県の高齢者（65歳以上）人口は309,814人、高齢化率は32.8%で、全国で10番目、近畿では1番高い水準となっています。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」によると、2025年の高齢化率は34.2%、2040年には38.9%に達するものと見込まれています。

また、本県の合計特殊出生率は1.49%と全国平均の1.34%（令和2年度概数）を上回るものの、人口維持に必要な2.07%に届いていない状況が続いており、親世代の人口も少なくなるため、今後はより一層、少子高齢化と人口減少が進むものと推測されています。

地域社会の変容と社会的孤立の深刻化

少子高齢化の流れの中で核家族化が進行し、「単身世帯」も増加を続けています。

本県では、特に中山間地域において若年層を中心とした人口流出が進み、経済活動や社会資源の減少による買物や移動困難等の課題のほか、いわゆる「限界集落」等、地域社会の維持が困難になっているところもあります。一方、都市部では「隣に誰が住んでいるのかわからない」「関わりがない」等、地域におけるつながりの希薄化が顕著であり、地域・家庭・職場といった人々の生活の様々な場面において、支え合いの機能が弱くなっています。

こうした地域社会において、孤独死、ひきこもり、ゴミ屋敷、8050問題、児童虐待、DV、ヤングケアラー等、社会的孤立を要因とした複雑・複合的な課題や制度の狭間にある課題が増加しており、今、あらためて「つながりづくり」や「居場所づくり」が必要となっています。

2 地域共生社会の実現に向けた動き

市町村による包括的な支援体制の整備

厚生労働省は、平成28年に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を立ち上げ、平成30年施行の社会福祉法等では、地域共生社会の実現に向けた地域づくりや包括的な支援体制整備のための地域福祉推進の理念を規定し、地域福祉計画を各福祉分野計画の上位計画に位置づけました。

令和2年6月の社会福祉法改正では、地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業として「重層的支援体制整備事業」が規定され、令和3年4月から、既存の制度施策の分野を超えた「①断らない相談支援」、「②参加支援」、「③地域づくりに向けた支援」の一体的な実施を目指す新たな取組が進められようとしています。

本県でも、令和2年度～令和6年度を計画期間とする「和歌山県地域福祉推進計画」の中で「包括的な支援体制の構築推進」が明記され、市町村社協を地域における包括的な支援体制の核に、市町村と一体となった包括的支援体制の整備を進めることとされています。

3 新型コロナウイルス感染症(コロナ禍)の影響

新たな生活困窮と社会的孤立等

令和2年から続く新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人が互いに距離をとり、接触する機会を減らすことを求められた結果、閉じこもりがちになる高齢者等の孤立化・虚弱化の進行や、DV・児童虐待、自殺者の増加等が全国的に大きな課題となっています。

また、感染症の影響により、休職・離職を余儀なくされたり、減収したりする世帯が急増し、深刻な生活困窮が拡大しました。こうした状況から、生活福祉資金貸付制度の枠組を利用した「新型コロナウイルス感染拡大に伴う特例貸付」が令和2年3月25日から開始され、県内の総貸付件数は約3万件、貸付額は124億円を超えています(令和4年3月末時点)。令和4年度から始まる償還・減免事務と併せ、この特例貸付を通じて把握した要支援世帯への生活支援が喫緊の課題です。

一方で、顕在化した生活困窮や社会的孤立の課題に対し、マスクづくりや訪問型の見守り・声かけ、困窮者への現物給付等、新たな支え合い活動が生まれ、社会とつながることの大切さをあらためて確認する契機にもなりました。

4 分野別の課題等

① 高齢者福祉・介護分野

人口減少に伴う労働力不足の課題がある一方で、高齢化の進展により介護需要は確実に増大しており、介護人材不足や介護離職等が大きな課題となっています。「わかやま長寿プラン2021」では、令和7年までに必要な介護人材は25,832人と推計され、介護人材不足は今後も継続するものと予測されています。

潜在する有資格者の掘り起しとともに、外国人介護人材、介護ロボット等、新たな施策動向に対応した福祉人材の確保・育成の取組が求められています。

平成27年施行の介護保険法改正では「介護予防・日常生活総合事業」、「生活支援体制整備事業」が創設され、各市町村において地域の支え合いによる生活支援サービスの具体化が進められています。

今後は、認知症高齢者や一人暮らし高齢者、高齢夫婦のみ世帯の増加等が見込まれることから、より一層地域の互助・共助力を高め、住民主体のサービスが活性化されるよう、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めることが必要となっています。

② 障がい福祉分野

障害者総合支援法を受けて、本県では平成30年度～令和5年度までの6年間を計画期間とする「紀の国障害者プラン2018」が策定され、うち「第6期障害福祉計画」において施設入所者の地域生活への移行、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、相談支援体制の充実・強化等の取組が行われています。また、福祉施設から一般就労への移行等も進められており、障がいのある人が地域で自立した生活を継続して営むことができるよう、一般就労への移行を促進するためのノウハウを共有する取組や工賃向上を目指した取組が進められています。

また、障害者差別解消法が改正され、公布日(令和3年6月4日)から3年以内に、これまで努力義務にとどまっていた民間事業者による合理的配慮の提供が法的義務となることから、地域共生社会の実現に向けて、あらためて社会全体で障がいのある方々への理解を促進する必要があります。

③ 児童福祉分野

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量的拡充と質の向上を進めることを目的に、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が施行されました。保育ニーズの高まりに応じて各市町村で保育・子育てサービスの拡大が図られる一方、保育士不足は今もなお課題となっています。

国では、令和3年度から「地域における保育所・保育士等のあり方に関する検討会」を設置しており、今後の人口減少を見据えた保育所等のあり方についても検討が進められています。

また、児童虐待件数は全国的に増加しており、本県の児童相談所への虐待相談件数は1,726件（令和2年度）で、児童虐待防止法が施行された平成12年度の160件から約10.8倍となっており、児童虐待はますます深刻化しています。

国は、平成29年度に「新しい社会的養育ビジョン」において「乳幼児の家庭養育原則の徹底」を打ち出し、「和歌山県社会的養育推進計画」（令和2年3月）では、里親支援の充実、社会的養護関係施設の地域分散化・高機能化、児童相談所機能の強化等の取組が進められています。

家庭養育の代替としての社会的養護の強化とともに、地域で気がかりな世帯、子育てに悩む家庭等に対する予防的な関わりが重要であり、子ども食堂等、地域での居場所づくりや見守り活動を広げていくことも大切です。

④ セーフティネット・生活困窮

本県の生活保護受給世帯数は、平成20年のリーマンショック後から急激に増加しましたが、徐々にその伸びはゆるやかになりつつあります。（平成20年度：9,447世帯 → 令和元年度：12,380世帯）

平成27年には、生活困窮をはじめとする制度の狭間の諸課題等に対し、地域での柔軟な取組を促進するための新たなセーフティネットとして「生活困窮者自立支援制度」が創設されました。

長引くコロナ禍の影響による減収等で「就労」や「居住」が脅かされ、さらに自粛下で虐待や新たなひきこもりが増加している中、自立相談支援機関等との連携強化はもちろん、地域共生社会の実現に向けた施策（重層的支援体制整備事業）を含めたセーフティネットの拡充が課題となっています。

⑤ 権利擁護・成年後見

認知症高齢者の増加、障害者施策の地域移行等に伴い、意思決定支援がより重要になっています。

平成28年5月に施行された「成年後見制度利用促進法」、平成29年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、全国どの地域においても成年後見制度を必要な人が制度を利用できるよう、各地域での権利擁護支援のための「地域連携ネットワークの構築」や「中核機関の整備」「市町村計画の策定」が推進されています。

児童福祉分野では、児童虐待防止対策強化に関連し、子どもの権利擁護の在り方について国（厚生労働省）のワーキングチームで議論が行われ、令和3年5月に子どものアドボカシー（権利擁護・代弁）を含む報告書がとりまとめられました。

利用者の権利擁護は福祉サービスの基本ですが、全国的には事業者による権利侵害事例（施設内虐待等）も報告されています。今後は福祉関係者や地域住民等に対しても人権意識を啓発し、差別や偏見を解消する取組を推進することが大切です。

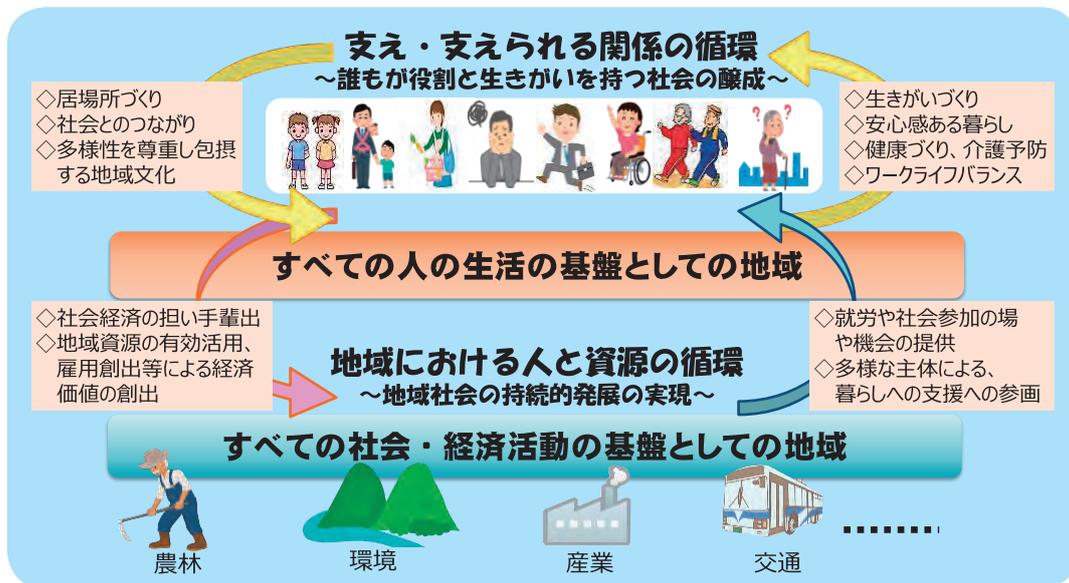
⑥ 多発する自然災害への対応

近年は、全国どこかで毎年のように大規模災害が発生し、災害発生時には各地で災害ボランティアセンターが立ち上げられる等、社協には、災害ボランティアセンターの設置運営をはじめとする役割が期待されています。県社協では、平成20年から災害ボランティアセンターを常設し、平時から情報や経験の共有、研修や訓練による人材育成に取り組み、災害時に助け合える関係づくりを進めています。

大雨や暴風雨等の災害のほか、近い将来発生するとされる東南海・南海地震等に対応するため、福祉組織・関係者による福祉支援活動を十分に行うことができるよう、平時からの備えをさらに強化する必要があります。

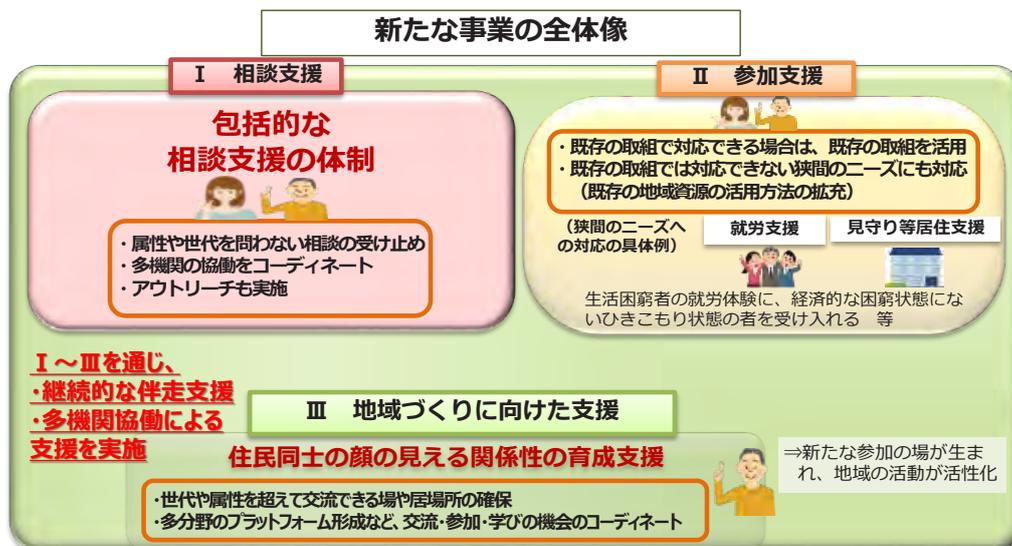
【参考】地域共生社会の実現に向けた施策動向について

○地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



○この理念は、平成28年6月に閣議決定されたニッポン一億総活躍プランに盛り込まれ、平成29年6月公布の改正社会福祉法において「地域福祉推進の理念」をあらためて規定。「支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨」が明記されました。

○さらに、令和元年5月から開催された厚生労働省の「地域共生社会推進検討会」最終とりまとめにより、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制を整備する方策として、「①断らない相談支援」「②参加支援」「③地域づくりに向けた支援」の一体的な実施が提起され、令和2年6月に改正社会福祉法が可決・成立、令和3年4月より「重層的支援体制整備事業」が施行されました。



○重層的支援体制整備事業は、実施を希望する市町村の手上げによる任意事業ですが、平成29年6月に公布された改正社会福祉法で市町村が「包括的な支援体制づくり」に努める旨があらためて規定されていることから、今後、市町村における福祉施策のあり方が大きく見直されようとしています。

第3章 第6次計画の構成・推進体系

1 基本理念

わかやま
ともに生きる地域社会の実現をめざして
～ふだんのくらしのしあわせを みんなの力でつくります～

- 基本理念は、関係者からの期待に応えるため、県社協がめざしている地域福祉の姿をわかりやすく伝えるものです。県域で地域福祉を進める力を結集し、県社協会員間の連携・協働を一層強化しながら基本理念の実現に取り組みます。
- 県社協全職員が共有でき、日々の業務を推進する上での“よりどころ”となるものでもあります。

(説明)

今後の福祉ビジョンとして国が推進する「地域共生社会の実現」は、社協がこれまで取り組んできた「地域福祉の推進」を包含し、社協は「協働の中核」の役割を期待されています。県社協は、社会福祉法第110条の規定に基づき、和歌山県内の地域福祉の推進を図るために、市町村社協、民生委員・児童委員、社会福祉法人等をはじめとする多様な機関との連携・協働を一層強化し、「ともに生きる地域社会」の実現をめざします。

サブタイトルでは、「地域福祉の推進」を県民・関係者にわかりやすく伝えることをイメージし、福祉＝「ふだんのくらしのしあわせ」、協働＝「みんなの力でつくる」と表現しました。

2 行動指針

- 基本理念（ビジョン）を実現するための行動指針として、次の6つの指針を定めます。
(第5次計画の「地域福祉を推進する視点」に代わるものです。)

(説明)

①受け止める	課題に気づき、受け止める、断らない(相談・支援)
②知る 出向く	市町村社協、施設法人等、会員の地域実践や現場の課題を知る
③まもる 支える	困っている人の生活や権利を守る(護る)、会員の活動をまもる・支える
④考える	困っている人に伴走する、寄り添う、一緒に考える、企画する
⑤つくる	つながりを作る、連携・協働で課題解決を図る、新たな取組を創る
⑥育てる	人を、組織を育てる(福祉人材の養成・研修等)、福祉文化を育む

3 強化すべき機能

○社会福祉法等に基づく、県社協の共通基盤となる6つの機能です。事業推進にあたり、この機能の強化（発揮）に留意しながら取り組みます。

（説明）

① 広域性	県という広域を範囲とした組織であることから、市町村域を超えた事業展開を行うとともに、個々の市町村への普及を図ります。
② ネットワーク・コーディネート	全社協・都道府県社協・市町村社協といった社協間のネットワークの構築とともに、行政、住民組織、関係機関・団体等との日常的なネットワークづくり及びコーディネートを図ります。
③ 情報収集・提供	様々な地域福祉情報を収集するとともに、多様な媒体を活用して迅速な情報提供を図ります。
④ 総合企画（調査・研究）	新たな福祉課題やこれまでの福祉制度等では対応できない問題を受け止めるとともに、調査研究を行い、開発的、先駆的な事業の企画・提案・実践を図ります。
⑤ コンサルテーション	県社協の構成組織として参画する市町村社協・社会福祉施設・団体・事業者等の支援として、コンサルテーション機能の強化を図ります。
⑥ 研修	福祉従事者、福祉関係者、県民等を対象にした各種研修・講座を実施し、利用者にとってより良いサービス提供がされるよう支援するとともに、地域福祉活動への住民参加促進を図ります。

4 重点目標

○社会情勢や福祉課題、県社協の強み・弱み等を踏まえ、今後5年間の活動計画の中で特に重点を置いて取り組むべき事項を次の6点とします。

（説明）

① 社会的孤立への対応	新型コロナウイルス感染症の影響により、一層深刻化した社会的孤立の防止に引き続き取り組み、新たな生活課題への対応等を図ります。
② 市町村社協とともに地域福祉の基盤づくり	地域共生社会実現に向けて、市町村社協が地域福祉推進の中核、コーディネート役を発揮できるよう、市町村社協を総合的に支援します。
③ 相談支援・生活支援と権利擁護の充実	地域における包括的な支援体制の構築に向けて、市町村社協、関係機関・団体、民生委員・児童委員等と連携しながら相談支援・生活支援強化に取り組めます。
④ 多様な主体や社会資源がつながる地域づくりの支援	新たな地域課題への対応や災害時の福祉救援活動等、「支え合い」や「つながりづくり」を基礎に、ボランティアやNPO等多様な主体との連携で地域づくりを推進します。
⑤ 地域福祉を支える組織や専門職の確保・養成	福祉サービスの主たる担い手として地域福祉を支える社会福祉法人（福祉施設）等の経営支援及び福祉人材確保・養成、質の向上、公益的な取組を支援します。
⑥ 自然災害への対応	災害時の福祉救援活動や被災地支援等に迅速かつ効果的に取り組むために、平時からの備えを強化します。（災害VC運営、BCP、災害福祉支援ネットワーク等）

わ か や ま
ともに生きる地域社会の実現をめざして

～**心**だんの **く**らしの **し**あわせを **み**んなの**か**でつくります～

▶基本理念を実現するための…

6つの行動指針

新

6つの強化すべき機能

① 受け止める

② 知る・出向く

③ まもる・支える

④ 考える

⑤ つくる

⑥ 育てる

① 広域性

② ネットワーク
コーディネート

③ 情報収集
提供

⑥ 研修

⑤ コンサル
テーション

④ 総合企画
(調査・研究)

14の具体的事業

- ① 市町村社協活動支援事業
- ② 生活福祉資金等貸付事業
- ③ 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護・成年後見支援）
- ④ 民生委員・児童委員協議会活動との連携・協働
- ⑤ ボランティアセンター事業
- ⑥ 災害ボランティアセンター事業
- ⑦ いきいき長寿社会センター事業
- ⑧ 制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト
- ⑨ 社会福祉施設・団体との連携強化及び支援事業
- ⑩ 福祉人材センター事業
- ⑪ 福祉人材確保等にかかる返還免除付き貸付事業
- ⑫ 福祉介護サービス評価センター事業
- ⑬ 民間共済事業・福利厚生センター等受託事業
- ⑭ 福祉サービス運営適正化委員会事業

「地域共生社会の実現」は、社協がこれまで取り組んできた「地域福祉の推進」を包含し、社協は「協働の中核」の役割を期待されています。県社協は、和歌山県内の地域福祉の推進を図るために、多様な機関との連携・協働を一層強化し、「ともに生きるわかやま」の実現をめざします。

6つの重点目標

見直し

① 社会的孤立への対応

② 市町村社協とともに地域福祉の基盤づくり

③ 相談支援・生活支援と権利擁護の充実

④ 多様な主体や社会資源がつながる地域づくりの支援

⑤ 地域福祉を支える組織や専門職の確保・養成

⑥ 自然災害への対応

新

拡充

新

組織基盤の強化

(1) 組織体制の強化

- ① 人材育成の強化
- ② 働きやすい環境づくり
- ③ 情報発信、広報力の強化

(2) 経営基盤の強化

- ① 財政基盤の強化
- ② ガバナンスの強化
- ③ 関係機関・団体との連携強化

第6次和歌山県社会福祉協議会活動計画・推進体系イメージ

(令和4年度～令和8年度)

基本理念	わかやま ともに生きる地域社会の実現をめざして ～ 心 だんの く らしの し あわせを みんな の か で つ くり ま す～
行動指針	○受け止める ○知る・出向く ○まもる・支える ○考える ○つくる ○育てる
強化すべき機能	◆広域性 ◆ネットワーク・コーディネート ◆情報収集・提供 ◆総合企画 ◆コンサルテーション ◆研修

◇重点目標と個別事業計画の関係

重点目標	1 社会的孤立への対応						
	2 市町村社協とともに地域福祉の基盤づくり						
	3 相談支援・生活支援と権利擁護の充実						
	4 多様な主体や社会資源がつながる地域づくりの支援						
	5 地域福祉を支える組織や専門職の確保・養成						
	6 自然災害への対応						
具体的事業 (個別事業計画)	○	○	○	○	○	○	① 市町村社協活動支援事業
	○	○	○	○	○	○	② 生活福祉資金等貸付事業
	○	○	○	○	○	○	③ 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護・成年後見支援）
	○	○	○	○	○	○	④ 民生委員・児童委員協議会活動との連携・協働
	○	○	○	○	○	○	⑤ ボランティアセンター事業
	○	○	○	○	○	○	⑥ 災害ボランティアセンター事業
	○	○	○	○	○	○	⑦ いきいき長寿社会センター事業
	○	○	○	○	○	○	⑧ 制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト
	○	○	○	○	○	○	⑨ 社会福祉施設・団体との連携強化及び支援事業
	○	○	○	○	○	○	⑩ 福祉人材センター事業
	○	○	○	○	○	○	⑪ 福祉人材確保等にかかる返還免除付き貸付事業
	○	○	○	○	○	○	⑫ 福祉介護サービス評価センター事業
	○	○	○	○	○	○	⑬ 民間社会福祉事業従事者共済事業・福利厚生センター等受託事業
	○	○	○	○	○	○	⑭ 福祉サービス運営適正化委員会事業

↑重点目標と特に関連の深い項目に○印。

1 個別事業計画

基本理念・重点目標の達成に向けて、個別の事業を計画的に推進するために、14の具体的事業で構成する「個別事業計画」を策定します。

【個別事業計画の内容／記載項目】

項目	説明
1 社会情勢・背景	事業を必要とする社会的背景、法的根拠、そもそもの由来など、国の制度・法改正の流れ等を交えて記載しています。
2 実施している事業の現状と課題	各事業の現状と、第6次計画策定段階における課題等を記載しています。
3 今後5年間の目指すべき方向性	上記の課題等を踏まえ、今後5年間で各事業（県社協）が目指すべき方向性と、重点的な取組を記載しています。
4 推進項目・工程表（取組指標）	目指すべき方向性に基づき、各事業内で取組の目標（指標）となる推進項目（取組項目）と、概ねの工程表を記載しています。

① 市町村社協活動支援事業	18
② 生活福祉資金等貸付事業	20
③ 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護・成年後見支援）	24
④ 民生委員・児童委員協議会活動との連携・協働	28
⑤ ボランティアセンター事業	30
⑥ 災害ボランティアセンター事業	32
⑦ いきいき長寿社会センター事業	36
⑧ 制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト	40
⑨ 社会福祉施設・団体との連携強化及び支援事業	42
⑩-(1) 福祉人材センター事業（人材部門）	44
⑩-(2) 福祉人材センター事業（研修部門）	48
⑪ 福祉人材確保等にかかる返還免除付き貸付事業	50
⑫ 福祉介護サービス評価センター事業	52
⑬ 民間社会福祉事業従事者共済事業・福利厚生センター等受託事業	54
⑭ 福祉サービス運営適正化委員会事業	56

事業名 ① 市町村社協活動支援事業

1 社会情勢・背景

- 地域住民の複合化、複雑化した課題に対応する包括的な支援体制の構築を推進するため、「①断らない相談支援」「②参加支援」「③地域づくりに向けた支援」の3つを一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が令和3年度から開始され、「支え手」「受け手」という関係を越えた包括的な支援体制の構築が進められようとしています。
- 全社協が平成30年度に策定した「社協・生活支援活動強化方針」、令和2年度に改定した「市区町村社協経営指針」においても、「あらゆる生活課題への対応」「地域のつながりの再構築」を柱に、社会福祉協議会が包括的な支援体制における「協働の中核」を担うことが示されています。
- 平成27年度から施行された「生活困窮者自立支援事業」、平成27年の介護保険法改正で制度化された「生活支援体制整備事業」等、“地域福祉の政策化”が進む中で、社会福祉協議会の役割、存在価値が大きく問われています。
- 平成29年度から本格施行された改正社会福祉法では、ガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化が求められていることから、法令遵守と不祥事発生防止に向けた取組も徹底する必要があります。

2 実施している事業の現状と課題

現状

○ 地域共生社会の実現に向けた社協事業の展開検討

地域共生社会の実現に向けて、現在の社協の課題や取組を踏まえつつ、その事業展開の方向性を検討するため、令和3年3月に「地域共生社会の実現に向けた社協事業の展開を考える委員会」報告書を取りまとめました。重層的支援体制整備事業の受託を視野に入れた個別（相談）支援、地域支援の取組強化等、社協の役割を今一度見直す機会とし、取組の具体化を進めています。

○ 地域福祉活動コーディネートの強化

地域共生社会の実現に向けた包括的支援を推進するため、地域における重層的な支援体制を構築する観点から、地域において「個別（相談）支援」と「地域づくり支援」を担う人材の育成及び資質向上を図る「地域福祉活動コーディネーター“力”強化研修会」を開催しています。市町村社協、社会福祉法人・福祉施設の職員に加え、令和3年度からは、県との共催により市町村行政職員も対象とし、行政とのパートナーシップ強化を図っています。

○ 市町村社協における取組事例の“見える化”

各社協における地域福祉活動の実践事例を収集し、事例集の作成や本会広報誌・ホームページ等で分かりやすい形で発信することで、活動の普及に取り組んでいます。

○ 和歌山県市町村社協連絡協議会活動の支援

研修会、会議、検討会の開催等により、市町村社協の活動支援を行っています。

業務課題検討会では、年度ごとにテーマを設定し、共通した課題への対応について検討を行っています。
(令和3年度テーマ)

- ・ 地域共生社会に向けた取組の実践と“見える化”
- ・ 災害時の社協活動
- ・ 生活支援体制整備事業への取組

○ 新たな分野との連携・つながり強化

令和元年度に(株)セブン-イレブン・ジャパン、令和3年度に(株)オークワとそれぞれ地域福祉の推進に係る連携協定を締結。両社からの商品寄贈により生活に困られた方の支援や地域福祉活動の推進につなげる取組を開始しました。



(株)オークワとの地域福祉活動の推進に係る連携・協力に関する協定 締結式

課題

- 地域共生社会の実現に向けては、市町村社協の基盤強化が必須となります。そのためには、地域福祉の推進役としての役割、専門性が発揮できる社協職員の育成が必要です。
- 地域住民に対する個別・具体的なサービス提供と、サービスの質の確保・向上を図るため、県内社協の9割で何らかの介護保険・障害福祉サービス等を実施しています。一方、介護報酬改定の影響や他事業者との関係から介護事業の経営が厳しくなり、近年は介護事業から撤退する社協が増加するなど、社協事業の“経営”が課題となっています。
- 地域福祉推進主体が多様化する中、「社協が何をしている所かわかりづらい」という指摘もあります。これまで以上に、地域住民等に社協を積極的にPRし、事業内容を分かりやすく伝えていくことが必要です。

3 今後5年間の目指すべき方向性、重点的な取組 ～市町村社協とともに、地域福祉を推進～

- (1) 地域福祉の推進役としての役割・専門性が発揮できる社協職員を育成するため、和歌山県市町村社協連絡協議会と連携を図りながら、研修や会議を企画・実施するとともに、市町村社協の研修体系の整備を図ります。
- (2) 共通する経営課題への対応として、市町村社協間の連携と協議の場を増やし、課題解決策をともに検討します。
- (3) 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備が進められる中で、市町村社協が協働の中核を担うことができるよう、市町村社協における「相談・支援体制の強化」と「地域づくりのための活動基盤整備」を支援します。(モデル的な取組の推進・支援)
- (4) 市町村社協の先駆的な取組の情報を収集し、分かりやすく“見える化”して伝えるとともに、県内での普及啓発を図ります。(情報収集・提供、訪問支援の強化)

4 推進項目・工程表

推進項目（取組項目）	単位	R3	スケジュール					
			R4	R5	R6	R7	R8	
◇包括的な相談支援に取り組みめる人材の養成・資質向上								
地域生活課題の解決に向けたソーシャルワーク研修会の開催	回/年	3回	カリキュラム充実	年3回以上の研修機会の設定				
市町村社会福祉協議会職員研修会(階層別)の開催	回/年	1回	新任職員研修、中堅職員研修等を隔年開催					
研修の充実と体系化、及び情報提供	—	研修リスト作成	組織・階層別、部門・職種別、テーマ・課題別研修会の開催					
◇地域福祉推進の中核を担う市町村社協活動の支援								
会長会議・事務局長会議の開催	回/年	2回	会長会議・事務局長会議の定例開催					
役職員研修会の開催	回/年	1回	役職員研修会の開催（年1回）					
課題別検討会の開催	テーマ	3テーマ	毎年度3テーマ以上の課題別検討会の設置・開催（オンライン活用等による連携・協議の場の増）					
モデル的な取組の推進	モデル事業実施社協数	3社協	モデル的な取組を行う市町村社協の支援（活動助成等の充実・強化）					
活動の“見える化”	回/年	広報誌（6回）、事例集作成	情報収集と発信（広報誌、ホームページ）、事例集の作成					

事業名 ② 生活福祉資金等貸付事業

1 社会情勢・背景

- 生活福祉資金貸付事業は、民生委員の世帯更生運動を契機とし、昭和30年に始まった、民生委員が創り育ててきた制度です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、休職・離職を余儀なくされたり、減収したりする世帯が急増し、深刻な生活困窮が拡大しました。こうした状況から、生活福祉資金貸付制度の枠組みを利用した特例貸付（以下：特例貸付）が令和2年3月25日から開始されました。今後、償還を求めることとなりますが、特例貸付により明らかになった借受世帯の生活課題に対する相談支援を実施していく必要があります。

2 実施している事業の現状と課題

現状

(1) 新型コロナウイルス感染症対策・特例貸付

○ 「新型コロナウイルス感染症」対策としての特例貸付は、当初、令和2年7月末までの受付としてスタートしましたが、受付延長が8回繰り返され、**令和4年6月末までの実施（令和4年3月末現在）となりました。**受付窓口となる市町村社協職員は、これまで誰もが経験したことのない非常事態の中、感染リスクに対する心労や業務の負担に心が折れそうになりながらも、住民からの申込相談と受付対応業務に日々対応しています。

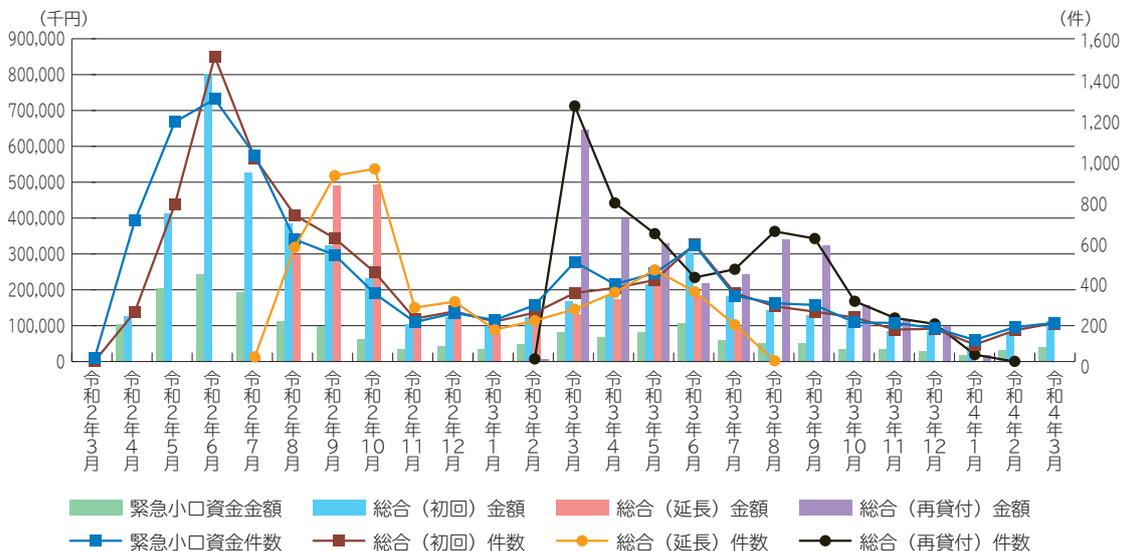
*生活福祉資金（特例貸付）貸付実績

（上段：件数、下段：金額、金額単位：百万円）

貸付受付終了日 (R2.3.25開始)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計	
	R2.7.31	9.30	12.31	R3.3.31	6.30	8.31	11.30	R4.3.31	R4.6.30		
緊急小口資金	4,189	1,123	766	970	1,385	609	660	650		10,352	
	747	212	138	165	257	110	121	120		1,870	
総合支援資金	初回	3,512	1,324	895	773	1,337	608	618	607		9,674
		1,870	708	460	392	705	324	327	322		5,108
	延長	23	1,474	1,505	614	1,132	185				4,933
		12	790	759	315	593	99				2,568
	再貸付				1,268	1,820	1,092	1,114	220		5,514
					654	949	584	594	118		2,899
計	7,724	3,921	3,166	3,625	5,674	2,494	2,392	1,477		30,473	
	2,629	1,710	1,357	1,526	2,504	1,117	1,042	560		12,445	

（令和4年3月末現在）

生活福祉資金（特例貸付）貸付決定件数及び金額の推移



(2) 生活福祉資金等貸付事業【特例貸付以外（本則）】

- 低所得世帯や障がい者・高齢者世帯の経済的自立や生活意欲を助長するため、低利または無利子で資金を貸し付けしている制度です。

*生活福祉資金等【特例貸付以外（本則）貸付実績】 (上段：決定件数、下段：貸付中件数) (単位：件)

	H29	H30	R1	R2	R3
総合支援資金	37	37	18	10	0
	333	337	320	284	238
福祉資金	49	61	50	45	37
	245	259	265	248	229
教育支援資金	58	30	30	49	46
	347	358	372	398	435
離職者支援資金	—	—	—	—	—
	27	25	24	23	20
不動産担保型生活資金	2	1	1	2	0
	23	23	23	24	23
不動産担保型生活資金	0	0	0	0	0
	3	3	3	3	3
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	2	1	1	2	0
	20	20	20	21	20
計	146	129	99	106	83
	975	1,002	1,004	977	945

- 償還を（償還額がわずかでも）継続してもらうために、平成19年から県社協独自に「償還履行者率^(※)」を設け、生活状況に応じた返済を促しました。関わりを継続することで、平成19年度の31.7%から約2倍（60.9%）の償還履行者率になりました。

(単位：%)

	H19	H29	H30	R1	R2	R3
償還履行者率	31.7	57.3	56.0	55.6	58.8	60.9
償還率	13.2	20.6	21.0	20.2	33.0	32.9

※償還履行者率：償還対象者のうち履行された人数の割合

※償還率：償還計画額に対し返済された償還元金の割合

※全社協発行資料「これからの生活福祉資金貸付事業のあり方に関する検討委員会 報告書（平成31年3月）」でも、その取組が紹介されました。

【償還状況についての新たな評価指標(案) —償還履行者率—】

(和歌山県社協の取り組み)

- 継続した相談支援を評価する指標として、和歌山県社協では少額でも償還している人数を把握し評価を行っている。
- 全国共通業務システムより月次報告書を出し、当月末の貸付中債権数（償還開始前、償還猶予中除く）に対し、当月に償還が実際に行われた件数を割合として算出。
- 和歌山県社協では平成19年度よりこの取り組みを実施しており、取り組みの実施から平成26年度までは償還履行者率は上昇していた（償還履行者率の上昇は、「償還」という関わりにより社協とつながった者が増えたことを表し、そのつながりにより自立（償還完了）への可能性が高まるという意味において評価につながる）。
- 平成27年度以降の償還履行者率は低下しているが、事務費削減による職員体制の縮小による影響も考えられ、単年度のみでの評価ではなく、長期的な評価の必要性も考えられる。

(3) 臨時特例つなぎ資金貸付事業

- 住居を失った離職者が、その後の生活維持のため生活保護や住居確保給付金等の公的支援を受けるまでの間の生活費の貸付けを行う、平成21年度に創設された制度です。貸付実績が減少しているのは、福祉事務所が生活保護受給までのつなぎ貸付等の対応を増やしたことが理由と考えられます。

*臨時特例つなぎ資金貸付実績

(単位：件)

	H29	H30	R1	R2	R3
貸付中の債権数（各年度末時点・総件数）	55	53	52	46	43
貸付決定件数（各年度）	3	1	1	0	0

課題

- 膨大な貸付件数となった特例貸付借受世帯に対する生活支援や償還免除手続き及び適正な債権管理を実施するために、市町村社協及び県社協の体制確保が必要です。
- 特例貸付借受世帯等に対する生活支援には、県社協、市町村社協及び自立相談支援機関等の関係機関との協働による取組をさらに強化する必要があります。

3 今後5年間の目指すべき方向性、重点的な取組 ～今後10年以上継続する償還と生活支援～

令和4年度以降、約124億円、3万件の債権にかかる償還事務が発生します。昭和30年発足の本則の貸付は、令和元年までの65年間で累計約77億円、約1万5千件であり、これまで経験したことの無い未曾有の事態に直面することになります。

- (1) 特例貸付の償還期間は上限10年ですが、償還月額の大きさから償還の遅延が懸念され、借受世帯への相談支援は10年以上継続するものと見込まれます。適切な債権管理や借受世帯に寄り添った生活支援を実施するため、市町村社協及び県社協の体制確保にかかる補助金を国・県等に要望するとともに、市町村社協の生活支援力の強化に取り組みます。
- (2) 市町村社協、民生委員、自立相談支援機関等と連携し、適正な貸付けの実施及び貸付後の自立支援を図るとともに、必要な償還督促を行うことで、適正な債権管理を行います。
- (3) 特例貸付や債権管理を通して明らかになった、借受世帯の多様な生活課題に対する必要な支援が実施できるよう、多機関との連携・協働をさらに強化して取り組みます。

(参考) 債務者の生活支援及び償還促進

債務者の属性別対応(総合支援資金・初回貸付世帯から)

属性		該当世帯数 (令和4年3月末)	
単身世帯	高齢者	604	(6.2%)
	その他	2,936	(30.4%)
18歳未満の子の 居る世帯	ひとり親	956	(9.9%)
	その他	1,252	(12.9%)
その他の 世帯	高齢者の居る世帯	1,536	(15.9%)
	その他	2,390	(24.7%)
計		9,674	(100.0%)

(取組)

償還開始のお知らせ

↳ 免除該当・非該当の判断（毎年）

└ 免除該当

┆ 支援不要

┆ ↳ 要支援 → 支援

↳ 免除非該当

┆ 支援不要

↳ 要支援 → 支援

社会福祉協議会として、特例貸付を通じて把握した要支援世帯（高齢者世帯、ひとり親世帯、その他生活困窮世帯等）に対する丁寧な生活支援策の検討、実施に努めます。

4 推進項目・工程表

推進項目（取組項目）	単位	R3	スケジュール				
			R4	R5	R6	R7	R8
◇特例貸付借受世帯等に対する生活支援及び適正な債権管理							
生活支援を含む適正な債権管理の実施	—	—	生活支援を含む適正な債権管理の実施				
償還免除手続き	—	—	償還免除				
◇適正な貸付及び生活支援の実施並びに債権管理							
事業周知の広報	回/年	9回	広報誌、ホームページ、パンフレット等による発信				
生活支援実施にかかる多機関との連携・協働	回	8回	研修等の開催・参加等（年10回以上）				
滞納初期における取組強化（長期滞納の未然防止）	件	59件	5年以上の長期滞納を発生させない				
償還履行者率	%	60.9%	償還履行者率 60% 以上を維持				

事業名 ③ 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護・成年後見支援)

1 社会情勢・背景

- 「令和3年度和歌山県における高齢化の状況」によると、令和3年1月1日現在の県内65歳以上の人口は、309,814人、総人口の32.8%であり、令和7年には34.2%、令和12年には35.4%と、高齢者人口の割合はますます増加が見込まれています。
- 知的障がいや精神障がい等がある人は19,446人（療育手帳交付者10,858人、精神障害者保健福祉手帳交付者8,588人）となっています（令和3年3月31日現在）。
- 高齢者や知的障がい、精神障がい等のある人の中には、認知症や障がい等のため判断能力が不十分で日常生活が不便な人もいます。また、経済的な虐待を受けている深刻なケースもあります。
- 判断能力が不十分な人たちの権利を守るためには、福祉サービス利用援助事業による支援のほか、本人に代わって財産管理・施設入所等の契約を行う成年後見制度がありますが、成年後見制度の利用者数は少なく、現状では十分に周知、活用されていません。
- 成年後見制度については、平成28年5月に「成年後見制度の利用促進に関する法律」が施行され、市町村において「中核機関」設置等の権利擁護支援についての体制整備が進められているところです。
 今後は、県内各地域で成年後見制度を必要な人が利用できるよう、地域連携ネットワークの一層の充実など、利用促進の取組をさらに進める必要があります。
- また、日常生活が困難になってからの支援（福祉サービス利用援助事業）だけでなく、要支援者の早期発見や地域で見守り支える仕組みづくりを促進することが必要です。

2 実施している事業の現状と課題

現状

(1) 「日常生活自立支援事業」の実施（県地域福祉権利擁護センター）

- 判断能力が不十分な方が福祉サービスを適正に利用できるよう、平成11年10月から「県地域福祉権利擁護センター」を設置しています。より住民に身近なところでのサービス提供を目指し、平成17年度から県内全市町村社協での実施（委託）としています。

【日常生活自立支援事業】（社会福祉法第81条）

①福祉サービス利用援助事業

判断能力が不十分な高齢者、知的障がい者や精神障がい者等に対して福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理を行い、安心した地域生活を送れるよう支援する事業

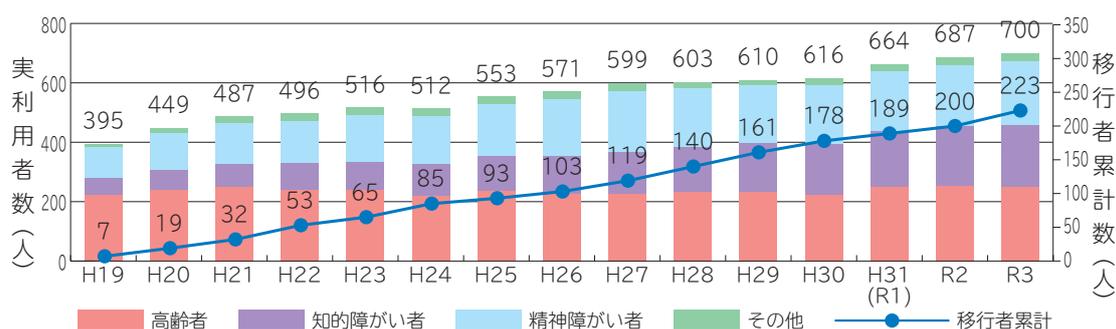
②県内においてあまねく福祉サービス利用援助事業を実施するために必要な事業

③福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質向上のための事業

④福祉サービス利用援助事業の普及および啓発

- 福祉サービスの円滑な実施のため、契約締結審査会の毎月開催、担当する職員の資質向上のための研修会開催等に取り組んでいます。

福祉サービス利用援助事業実利用者と成年後見制度への移行者数（県内市町村社協実績）



福祉サービス利用援助事業の流れ

1 相談

多様な経路からの相談を
社会福祉協議会で受け付ける。

アセスメント

相談事業所、地域包括支援センター、親族、ケースワーカー、ケアマネージャー、等からの相談。

2 訪問・面接

専門員が相談者を訪問して、
お話を伺う。

アセスメント

専門員とは、訪問・面接から契約締結までを担当する市町村社会福祉協議会の職員のこと。

3 支援計画作成

相談者の希望などを確認して、
支援計画を作成する。

プラン

訪問の回数や収支計画などを立てる。

4 契約締結

作成した支援計画に本人が同意すれば
社会福祉協議会と契約する。

プラン

事業の利用には契約能力が必須。
契約にあたっては、原則として、事前に県社協に設置する契約締結審査会にて審査・助言を求める。

5 援助開始

支援計画に基づき、
生活支援員が援助する。

サービス提供

生活支援員とは、契約を締結した後、実際に援助する市町村社会福祉協議会の職員のこと。
支援計画に基づき、福祉サービスの利用援助、日常生活上の手続きに関する援助、日常的な金銭管理や通帳・印鑑等の預かりを行う。
これらの援助のために定期的な訪問を行うとともに生活変化の察知を行い、状況に応じた援助と必要なサービスに繋いでいく。

6 支援計画評価

定期的に支援計画の評価を行い、
必要に応じて見直す。

モニタリング

関係者及び関係機関とのケース会議などを行い援助内容を確認する。

アセスメント → プラン → サービス提供 → モニタリング

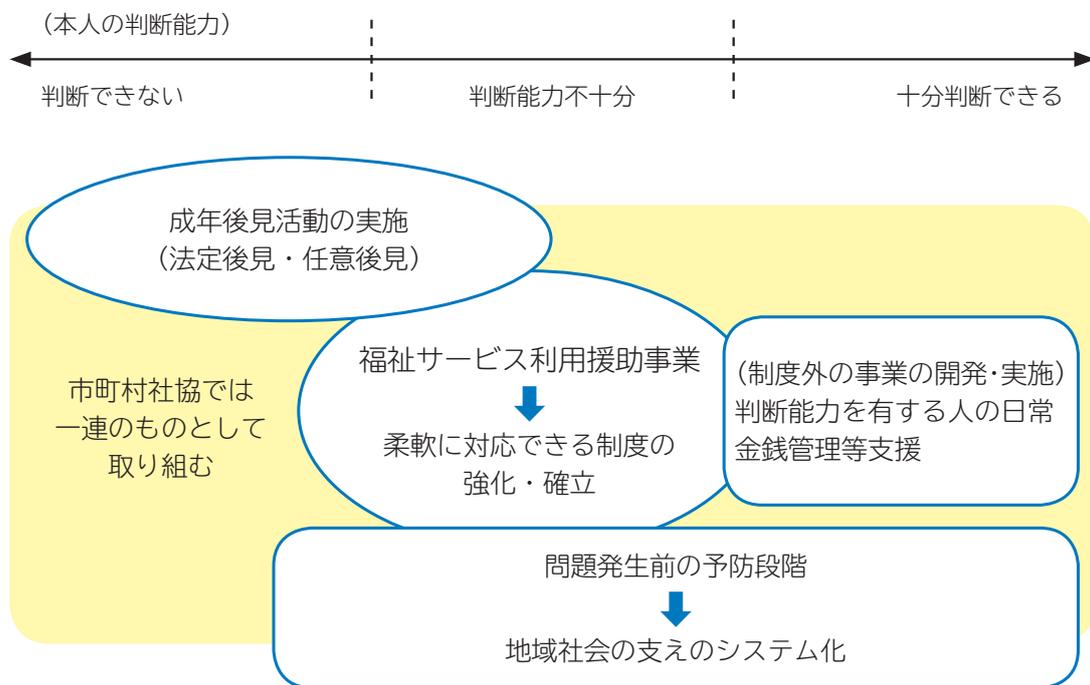
介護保険法や障害者自立支援法のケアマネジメントと同様のプロセスを踏む。

(2) 成年後見制度の利用促進（県成年後見支援センター）

- 成年後見制度に関する相談・支援、後見人養成、情報提供、関係団体との連携、法人後見への取組を促進するため、平成20年10月に「県成年後見支援センター」を設置。成年後見制度の利用促進を目的に出前講座等を開催しています。
- 市町村が「中核機関」を設置（社協への委託可）し、成年後見制度利用の司令塔機能・事務局機能・進行管理機能を担えるよう、県と連携して圏域別・人口規模別の意見交換会の開催やアドバイザー派遣等を行っています。
- 「福祉サービス利用援助事業」で構築した利用者との信頼関係を基礎に、利用者の状況や意向を踏まえながら成年後見制度への移行を促進しています。

(3) 社会福祉協議会が目指す地域福祉権利擁護体制のあり方（問題の深刻化の予防）

- 日常生活が困難になってからの支援（福祉サービス利用援助事業）ではなく、「問題発生前からの見守り・予防」、「福祉サービス利用援助事業」、「社協による法人後見」が市町村社協において一体的に取り組まれるよう、啓発パンフレット作成、モデル事業実施、フォーラム・事例検討会開催等に取り組んでいます。



課題

■福祉サービス利用援助事業から成年後見制度への移行支援

一部の地域で「福祉サービス利用援助事業」利用の待機者が発生しています。待機者解消のために、委託金確保とともに、福祉サービス利用援助事業から成年後見制度への移行を一層進める必要があります。

■県成年後見支援センターの役割や機能の見直し

「第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月閣議決定）」に基づき、市町村において「中核機関」設置が進められる状況となり、県成年後見支援センターの役割や機能の見直しが必要です。

■問題の深刻化の予防－早期発見、地域の見守り

地域生活課題が複合化・複雑化している現状から、今後もさらに、日常生活に個別支援を必要とする人の早期発見や困難の予防及び地域で見守り支える仕組みづくりが必要です。

3 今後5年間の目指すべき方向性、重点的な取組 ～権利擁護を基盤とする相談支援の推進～

- (1) 日常生活自立支援事業の実施
福祉サービス利用援助事業の委託にあたっては、引き続き国・県補助金の確保に取り組むとともに、福祉サービス利用援助事業から成年後見制度への移行促進等に取り組めます。
- (2) 成年後見制度利用促進基本計画に基づく取組の促進への協力
市町村が設置（委託可）する中核機関や地域連携ネットワークの構築を推進するとともに、県と連携して成年後見制度利用促進に取り組めます。また、この動向を踏まえ県成年後見支援センターの役割や機能について、必要な見直しを行います。
- (3) 問題の深刻化の予防
問題が深刻化して福祉サービス利用援助事業に結びつくのではなく、住民のちょっとした気づきが要支援者の早期発見につながるよう取り組みます。
また、福祉サービス利用援助事業に付随する課題（財産が少ない人の死後事務、身寄りのない人の入院・入所時の保証人問題等）への対応と、法人後見受任体制の拡充、意思決定支援研修等に取り組めます。

4 推進項目・工程表

推進項目（取組項目）	単位	R3	スケジュール				
			R4	R5	R6	R7	R8
◇日常生活自立支援事業の実施							
福祉サービス利用援助事業から成年後見制度への移行	人 (累計)	223人	毎年、実利用者の約2%の移行を進める				
市町村社協への個別支援	回	8回	10	15	15	15	15
◇成年後見制度利用促進基本計画に基づく取組促進への協力							
成年後見制度利用促進に関する研修会等の開催	回	3回	5	5	5	5	5
県成年後見支援センターの機能整理と運営	—	—	機能整理	試行	運営		
◇問題の深刻化の予防							
住民のちょっとした気づきを要支援者の早期発見につなげる取組促進	—	—	事例検討会の開催（年3回）				
				中間まとめ	報告		
福祉サービス利用援助事業に付随する支援	—	—	検討・試行	見直し	検証・普及		

1 社会情勢・背景

- 少子高齢化や人口減少・過疎化の進行、地域社会や家庭構造の著しい変化により、地域住民の生活課題が複合化・複雑化しており、民生委員・児童委員に求められる役割、活動範囲は広がっています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、社会的孤立や地域住民が抱える課題の深刻化が懸念される中、民生委員・児童委員は、様々な工夫を凝らして、つながりや見守りを継続するなど、活動のあり方を模索、構築しています。
- 全国民生委員児童委員連合会が平成28年に実施した「民生委員制度創設100周年記念全国モニター調査」では、県内の区域担当の民生委員・児童委員の年齢は70歳代が30.9%、60歳代が55.9%にのぼり、地域によっては、「委員の高齢化」や住民相互の連帯意識の希薄化による「なり手」不足等の課題が顕在化しています。

2 実施している事業の現状と課題

現状

《参考》民生委員・児童委員とは

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員です（児童福祉法に定める児童委員を兼ねています）。担当区域において、住民の生活上の様々な相談に応じ、適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしています。

民生委員・児童委員の一部は、厚生労働大臣により「主任児童委員」に指名されています（子どもや子育てに関する支援を専門に担当）。区域担当の民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいます。

県内では計2,697名（うち主任児童委員233名）の民生委員・児童委員が活動されています。



園児たちに読み聞かせ
(田辺市)



小学校でのあいさつ運動
(紀の川市)



災害に備えた訓練
(印南町)

○ 民生委員・児童委員活動事例の広報・普及支援

民生委員・児童委員の実践活動（相談、情報提供、生活支援等）を取材し、県社協広報誌やホームページを通じ、活動の周知を図るとともに、民生委員のやりがい等を紹介しています。

○ 生活福祉資金貸付事業における相談支援

昭和30年に全国制度として開始された生活福祉資金貸付制度（旧・世帯更生資金貸付制度）は、民生委員の「世帯更生運動」を契機としたものです。民生委員は、初期相談のほか継続した見守り支援・生活支援にご協力いただいています。（生活福祉資金貸付制度は20頁に掲載）

○ 市町村社協が実施する相談事業や居場所づくり事業等への協力

市町村社協では、心配ごと相談事業や小地域での見守り活動、サロン活動等の各種地域福祉事業を展開するにあたり、様々な場面で社協活動にご協力いただいています。

課題

- 民生委員・児童委員に期待される役割が高まる一方で、「委員の高齢化」や住民相互の連帯意識の希薄化、企業等における定年年齢の引き上げ等により、民生委員として地域で活動できる人材の不足、「なり手」不足は深刻な課題となっています。
- 地域住民の生活課題が複合化、複雑化しているため、社協をはじめ、行政、社会福祉法人、ボランティア、その他地域の様々な機関・団体との連携・協働による取組の推進が必要です。

3 今後5年間の目指すべき方向性、重点的な取組

～民生委員・児童委員活動の支援・連携強化～

- (1) 地域共生社会の実現に向けて、地域住民の身近な相談相手として期待が寄せられる民生委員・児童委員の役割が果たせるよう、民生委員・児童委員のなり手の裾野を広げていくことが重要です。
民生委員・児童委員が取り組む活動を広く知ってもらえるよう、和歌山県民生委員児童委員協議会と連携しながら実践事例の広報・普及に向けた支援を行います。
- (2) 地域住民の複雑化、複合化した課題に対応していくため、地域福祉を推進する「両輪」として、民生委員・児童委員活動と社協活動との連携をより一層強化します。

4 推進項目・工程表

推進項目（取組項目）	単位	R3	スケジュール				
			R4	R5	R6	R7	R8
◇民生委員・児童委員活動事例の 広報・普及支援							
活動事例の収集と発信	事例数/年	2件	広報誌・ホームページ等による発信強化 (年3件程度)、事例集の作成				
◇社会福祉協議会活動との連携強化							
社協活動との連携事例の収集と 発信	—	—	連携事例の情報収集 →情報発信、事例集の作成				
社協活動との連携強化	回/年	1回	新任民生委員・児童委員研修会への講師派遣 (社協事業の説明)				

事業名 ⑤ ボランティアセンター事業

1 社会情勢・背景

- 少子高齢化、単身世帯の増加、ライフスタイルの多様化、地域の交流の希薄化等を背景に、孤立や虐待、認知症高齢者やひきこもりがちな人々が抱える生活への不安、子どもの貧困など、多種多様な生活課題が顕在化し、物質的な豊かさではなく、心の豊かさや「つながり」「居場所」を求めている人が多くいます。
- 地域共生社会の実現に向けて、居場所づくりや協議体づくりの取組など制度側からもボランティアに対する期待が寄せられています。そのため、ボランティアセンターは、ボランティア活動の重要な原則である「自主性・自発性・主体性」が損なわれることなく、コミュニティサービス（社会貢献活動）の活動の場を提供し、幅広い層に対し、「ボランティア活動」をしたいと思える環境づくりを進める必要があります。
- 「福祉教育」は社会福祉協議会の活動を支える理念として、1960年代後半から理論化され、実績が積み重ねられてきました。多種多様な課題解決に向け、「地域を基盤とした福祉教育」の重要性は、ますます高まっています。「多様性」を調和させながら、共生の方向へ向けて行けるのが「福祉教育」です。

2 実施している事業の現状と課題

現状

- **ボランティアコーディネーション能力向上研修開催（兼担当者会議）**
ボランティアコーディネートに必要な基礎的な知識を学び、担当者が日常業務で抱えている悩みや課題を共有し、改善・解決を図る場を設定しています。担当同士が顔を合わすことでより深いつながりが生まれています。
- **ボランティア活動団体助成実施（ボランティア活動交流事業助成）**
市町村社協ボランティア・市民活動センター及び市町村ボランティア連絡協議会を対象に、市町村社協が中心となり住民参加と交流を進める活動に対し助成を行っています。
- **多者協働の場づくりの実施**
[サマーボランティア（夏のボランティア活動体験月間事業）・ボランティアフォーラムの開催]
サマーボランティアへの参加募集は、コロナ禍により2年続きで広く募集はできなかったものの、コロナ禍における活動の工夫などについて調査したほか、ボランティアを希望する学生のマッチングを行いました。
令和3年度のボランティアフォーラムはオンライン開催とし、初めての試みとして各グループからの発表に替えてPR活動での出展を募ったところ、17グループから応募がありました。また、オンラインを活用してボランティア団体間の情報交換の場を毎月開いています。
- **福祉教育推進のための支援（福祉教育モデル事業実施）**
平成29年に福祉教育推進委員会を設置し、平成30年から3カ年計画で3市町社協（有田市・白浜町・上富田町）をモデル指定（コロナ禍で1年延長）。令和3年度は、報告書の作成及びオンラインでの報告会を開催しました。
- **学生等（次世代を担う世代）に対してのボランティア活動の普及・促進**
ボランティアを希望される方に、ボランティア受入れ先をお伝えできるよう、常に募集先をストックしています。

課題

- **ボランティアコーディネーション能力向上研修**
参加者が固定化されてきており、これまで参加されていない関係団体・機関に研修の有用性を伝える必要があります。県内の活動状況の実態把握と研修会後のリフレクションの機会が必要です。

■ ボランティア活動団体助成実施

市町村社協ボランティア・市民活動センター・市町村ボランティア連絡協議会及び市町村社協が中心となって行われる住民参加の活動に広く活用いただけることを周知する必要があります。

■ 多者協働の場づくりの実施

ボランティア・ボランティア団体同士の交流の場を提供(機会を増やす)必要があります。

■ 福祉教育推進のための支援

「福祉教育をどう進めていくか」との議論の場を設ける必要があります。実践者間の情報共有の場の提供が必要です。福祉教育推進の必要性を広く認知いただけるような、広報活動が必要です。

3 今後5年間の目指すべき方向性、重点的な取組 ～ボランティア活動支援と福祉教育の推進～

(1) ボランティアコーディネーション能力の向上

研修会は、広く関係者を募集し、誰もが気軽にボランティアができる環境、気運づくりができるよう、ボランティアコーディネートのスキルアップを図ります。

(2) 多様なボランティア活動に対する支援の強化

継続的な取組として、ボランティアの受入先の開拓や、ボランティアを必要とされている方の情報をキャッチします。また、ボランティア・市民活動実践者の高齢化が進む中、次世代が育っていくよう、ボランティアの裾野を広げるため、教育機関や企業等へのアプローチを行うなど連携協働先を幅広く考えていきます。

(3) 福祉教育の推進

県内の福祉教育推進員(全社協研修修了者)等実践者の学びの場をつくります。

学校の先生、当事者、地域のボランティア等、多世代、異業種の方を巻き込んだ協働実践により福祉の担い手を広く育て、地域全体が豊かになるよう、県内のネットワークづくりや学びの展開からリフレクションまで、市町村社協とともに実践機関・実践者への支援をしていきます。

4 推進項目・工程表

推進項目(取組項目)	単位	R3	スケジュール				
			R4	R5	R6	R7	R8
◇ボランティアコーディネーション能力向上 研修兼担当会議の実施							
ボランティアコーディネーション研修	回/年	1回	年1回の研修				
◇ボランティア活動支援							
ボランティア受入先の開拓 啓発活動	随時	随時	広報・ホームページの活用 関係機関との連携				
フォーラムの実施	回/年	1回	年1回フォーラムの開催				
◇福祉教育推進のための支援 協働実践とプラットフォームづくり							
ブロック別担当会議	回/年	—	年1回以上の担当会議の開催 (学習会・情報交換会)				
福祉教育推進プラットフォーム づくり		—	実践研究、実践状況の把握・適切な支援 関係団体との連携、協働団体・協働者の開拓				

1 社会情勢・背景

- 災害対策基本法の基本理念（第二条の二）において、住民一人一人や多様な主体による防災活動の促進、被災者による主体的な活動を推進することとされ、同法第五条の三ではボランティア活動の必要性が位置づけられ、被災者・被災地支援においてボランティア活動は不可欠なものとして広く知るところとなりました。
- また、地域福祉の推進をミッションとする地元社協が災害ボランティアセンターを開設し、災害復旧や生活支援に携わることが定着してきました。ボランティアをはじめ多様な関係者との協働により、被災に伴う様々な課題解決を進めるために、「被災者中心」「地元主体」「協働」を運営原則とした支援体制の構築が期待されています。
- 県災害ボランティアセンター（常設）には、今後30年以内に70～80%の確率^(注1)で起こるといわれている南海トラフ巨大地震をはじめとした自然災害に備え、県民の生活を脅かす災害への対応力の強化とともに、多様な関係者と顔の見える支援関係を構築し、地域を最前線で支援する市町村災害ボランティアセンターを支えるための取組が求められています。

(注1) 令和3年10月7日 気象庁地震火山部「南海トラフ地震関連解説情報」より引用

2 実施している事業の現状と課題

現状

○ 災害ボランティアセンター中核スタッフ養成研修

被災者中心、被災地主体、多様な関係者の協働による被災者の生活再建に向けて、災害ボランティアセンターをどう方向づけていくのかといった視点や調整力を持った中核的な人材の育成を図るため、令和元年度より県内支援者育成の場と位置づけて実施しています。



令和元年度 中核スタッフ養成研修

○ 広域・同時多発災害対応訓練

県内複数市町村が被災した場合を想定し、災害ボランティアセンター運営シミュレーションを通して、県域における相互支援の関係づくりや基本のルールづくりを行い、一人ひとりが生活支援の視点から必要となる活動を学び合い、災害時にも地域を越えた助け合いの活動を展開できるよう実施しています。



令和元年度 広域・同時多発災害対応訓練

○ 県災害ボランティアセンター協力団体との共同会議

災害ボランティア活動支援のネットワークとして、防災とボランティアに関する情報交換や知識・経験を共有し、連携による支援体制の強化に取り組んでいます。また、各団体と災害ボランティア活動支援に関する協定を締結しています。

〈協定締結団体（締結日）〉

- ライオンズクラブ国際協会335-B地区（平成31年2月6日）
- 日本労働組合総連合会和歌山連合会（令和元年5月19日）
- 和歌山大学災害科学・レジリエンス共創センター（令和3年3月10日）

○ 災害ボランティア登録の促進

紀伊半島大水害を契機にして、災害時に自発的に、迅速かつ効果的に救援活動が行えるよう、災害ボランティアの事前登録を促進しています。登録者数：649名（令和4年3月31日現在）

○ スtockヤード（災害ボランティア活動支援資機材保管庫）の配備

被災地に必要な量の資機材を迅速に届けることができるよう、県内各地にStockヤードの配備を進めています。（スコップ、一輪車、デッキブラシ、高圧洗浄機など約100種類・3万点を保管。）

名称	設置／協力	設置年
和歌浦Stockヤード	県・県社協	H24
紀の川Stockヤード	紀の川市社協	H25
加太Stockヤード	県・県社協	H30
橋本Stockヤード	橋本市社協	R2
湯浅Stockヤード	湯浅町社協	H27
印南Stockヤード	印南町社協	H30
田辺Stockヤード	田辺市社協	H24
本宮Stockヤード	田辺市社協	H24
日置川Stockヤード	白浜町社協	H24
新宮Stockヤード	新宮市社協	H24
串本Stockヤード	串本町社協	H28
すさみStockヤード	すさみ町社協	H29



災害ボランティア活動の様子



ボランティアバス運行
(令和元年：東日本台風災害時)

○ 被災地を応援するボランティアバス運行

被災地支援プログラムとして、県災害ボランティアセンター協力団体やボランティア登録者、市町村社協の協力を得て、県と共同によるボランティアバスを運行しています。

課題

■ 県内の複数市町村が同時に被災した場合（広域被災）や、コロナ禍において災害が発生した場合は、これまでのように大規模な外部からの応援が期待できないことが想定されます。そのような中では、いかに地元において支援人材を確保できるかが重要であり、県内での支援体制の構築を図る必要があります。

災害（感染症含む）と共存する社会・時代において、災害ボランティア活動を支えることができる災害ボランティアセンター運営を行うには、情報（ICT化）による支援ツールの活用を図る必要があります。

■ 非常事態下での災害ボランティアセンター運営には、経験者をはじめとする先を見通した支援プログラムの開発やコーディネートができる人材及びチーム体制が不可欠となるため、未経験者への啓発・経験知の伝承が必要です。

また、県災害ボランティアセンターにおいては、協力団体（構成員）が対等に主体性をもって動く協働体制となり、実際の災害時にきちんと機能するネットワークとするために、役割を議論し、コンセンサスを得る作業が大切です。

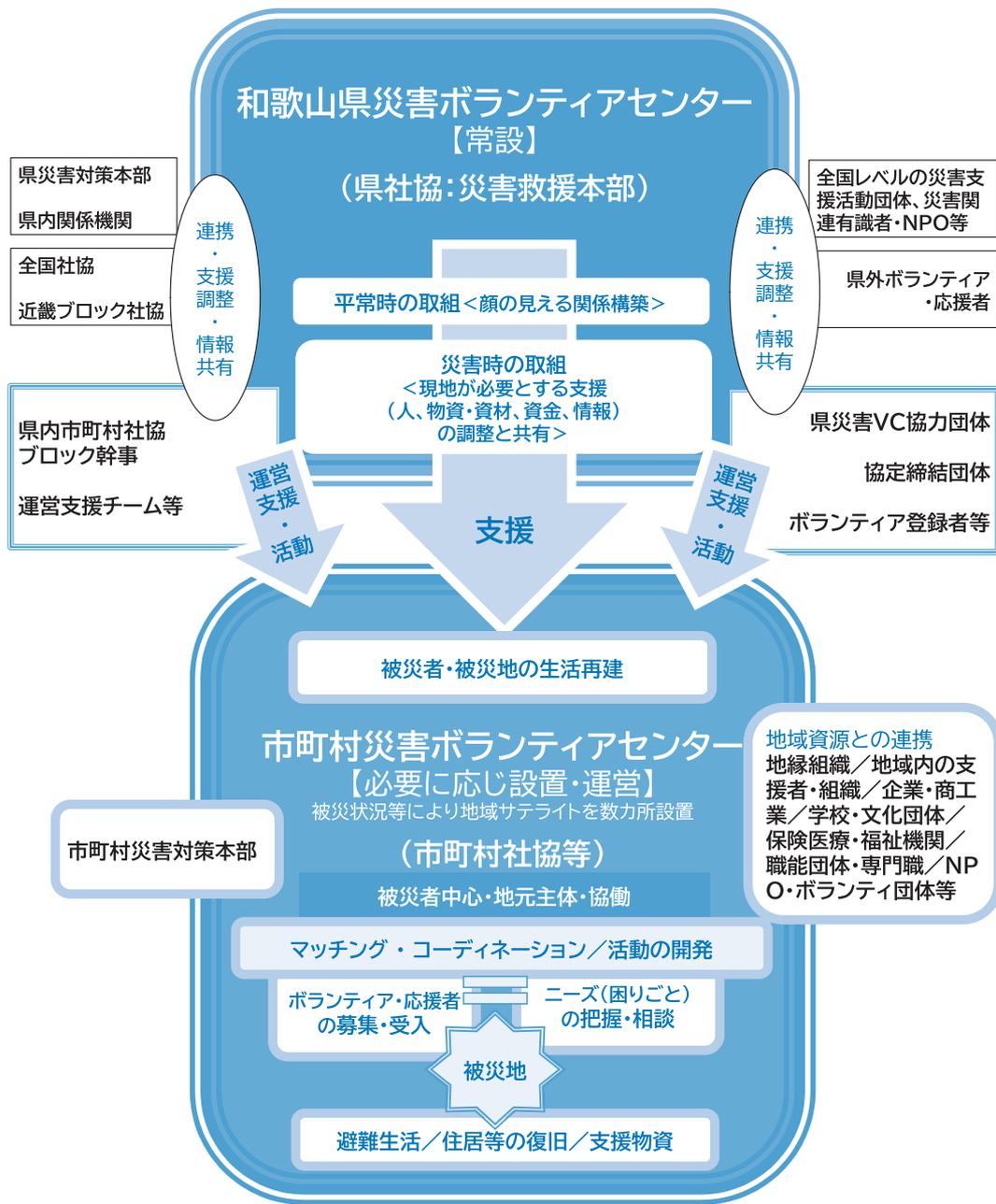
3 今後5年間の目指すべき方向性、重点的な取組 ～大規模災害に備えた支援体制づくり～

- (1) 南海トラフ巨大地震等に備え、県内支援者の合同実践の場として広域型訓練や研修を継続実施し、災害時にも支え合える人づくり、関係づくりの推進に取り組みます。
- (2) 県災害ボランティアセンター協力団体との連携や協働を進めるため、共同会議を密に行い、災害時における活動のあり方について、具体的方向性を検討します。また、災害ボランティア登録者についても、災害ボランティアに関する理解を一層図るため、各種事業への参加を促進します。
- (3) 災害ボランティアセンターにおけるコーディネートなど支援経験・知見を有するメンバーを中心に、支援者としての役割や活動の流れなど派遣に関する具体的な仕組みについて協議し、災害発生時に求められるフェーズに応じて派遣支援ができるよう災害ボランティアセンター設置・運営支援チームづくりを行います。

4 推進項目・工程表

推進項目（取組項目）	単位	R3	スケジュール				
			R4	R5	R6	R7	R8
◇市町村災害ボランティアセンター支援							
広域研修の企画・開催	回/年	1回	災害ボランティアセンターの基礎知識と共通理解、参加者間の顔の見える関係づくり				
広域訓練の企画・開催	回/年	次年度に延期	災害ボランティアセンター設置運営シミュレーション、県内支援者の合同実践による連携強化				
市町村社協等関係機関実施の研修・訓練への参画・支援	回/年	6回	年10回（講師派遣、地域・関係団体の実情に合わせた出前講座等による支援）				
◇県災害ボランティアセンター協力団体等との連携促進							
情報共有会議による協力団体及び登録ボランティアとの連携促進、センターのあり方検討	回/年	1回	年6回の協議・交流機会の設定				
◇広域支援体制の構築、備えの強化							
ボランティア活動支援資機材・ストックヤードの配備	カ所	12カ所	配備検討、保管資機材の点検・整備				
災害ボランティアセンター運営支援者チームづくり	支援者数	15人	協議、役割検討・整理、広域研修の企画・実施				

和歌山県災害ボランティアセンター【常設:2008(平成20)年】
市町村災害ボランティアセンター運営支援体制(イメージ図)



「県災害ボランティアセンター」では、災害支援に関わる協力団体、市町村社協、ボランティア登録者、各種団体との日常的な情報共有の場としての機能を果たすため、研修・訓練の合同実践や啓発・助言等を行い、各関係者・団体間の顔の見える関係性構築に取り組んでいます。災害発生時には、平時時の取組・備えを活かし、現地の活動が円滑に行われるように関係者・団体が連携し、広域的視点からの支援を展開します。

1 社会情勢・背景

- 地域のつながりが希薄化し、社会全体において支えを必要としている人が増加している中、人と人との交流により絆を深め、地域住民が相互に支え合える地域づくりが求められています。こうした地域づくりにおいて、高齢者の培ってきた経験・知識が十分に活用されるためには、意欲のある高齢者が地域活動に積極的に参加できる環境づくりが大切です。
- 本県の65歳以上の高齢者人口は、令和3年1月1日現在で309,814人、そのうち要支援・要介護認定者は、67,648人で、それらを除いたいわゆる元気な高齢者は、242,166人です。こうした元気な高齢者の生きがいがづくりと健康増進を図るとともに、地域における支え合いの担い手として活動できる仕組みづくりを進めていく必要があります。

2 実施している事業の現状と課題

現状

○ いきいきシニアリーダーカレッジの実施（和歌山校、田辺校、橋本校）

高齢者による地域の見守りや支え合い活動・サロン・グループ活動を行う人材を養成するため、県内3校で開催しています。



いきいきシニアリーダーカレッジ（和歌山校）

○ 高齢者サロン運営アドバイザー養成講座の実施

高齢者の孤立や引きこもりなどを防ぐために、地元で身近な場所に集まり、仲間づくりの拠点となる高齢者サロンの充実と立ち上げを行う人材を養成しています。

○ 仲間づくり支援事業の実施

いきいきシニアリーダーカレッジ修了生等による自主活動グループの立ち上げを支援するとともに、立ち上げに関するアドバイザーの派遣及びグループ活動に必要な消耗品の助成（立ち上げ初年度及び次年度）を行い、地域活動の推進を図っています。

○ わかやま元気シニア生きがいバンクの運営

長年培ってきた知識・経験や資格・技能を活かして社会参加したいという高齢者に「わかやま元気シニア生きがいバンク」へ登録いただき、web等で情報を発信するとともに、そうした人材を求める企業・団体・学校などとのマッチングを行うことで、活動の場を提供し、高齢者の生きがいや健康づくりに繋げていきます。



生きがいバンク・シニアエクササイズ



生きがいバンク・大正琴

○ スポーツ交流大会・文化交流大会等の実施

高齢者が、生涯にわたって生きがいを持ちながら健康増進に取り組むことができるよう、各競技団体及び関係団体と連携し、スポーツや文化交流大会を開催しています。

なお、交流大会にて優秀な成績を収めた選手及び各競技団体から推薦のあった選手については、全国健康福祉祭（ねんりんピック）へ和歌山県代表選手として派遣を行っています。

ねんりんピック紀の国わかやま2019の開催以降、種目によっては、コロナ禍においても本大会へ参加したいとの希望者が増加するなど、ねんりんピックの知名度は上がってきています。^(※)

また、高齢者の創造力を高め、文化活動への参加を促すシルバー美術展とふれあい作品展を開催しています。

(※) 参考 ねんりんピックの参加状況等

- ・長崎大会参加者 134名、秋田大会参加者数 111名、富山大会参加者数 154名、和歌山大会参加者 594名、岐阜大会 147名（コロナ禍のため中止）。
- ・今後の開催予定地は 2022年 神奈川県、2023年 愛媛県、2024年 鳥取県。



ねんりんピック紀の国わかやま2019
開会式（入場行進）の様子



ふれあい作品展



グラウンド・ゴルフ大会

課題

■元気な高齢者の生きがいづくりと健康増進のため、事業の開催事務局と連携し、より多くの高齢者に受講いただけるよう、広報や運営の方法を見直していく必要があります。（オンライン形式での開講は困難なため、従来通り参集方式での開催を基本としますが、今後は高齢者も情報化社会への適用が必要になってくると考えられるため、講座内容としてSNSやICT利用についても検討していく必要があります。）

■新型コロナウイルス感染症の影響により事業の中止や縮小を余儀なくされるケースも多くなりましたが、今後はさらに感染症対策を徹底し、できる限り計画どおりの事業実施を図る必要があります。

■わかやま元気シニア生きがいバンクについて、今まで登録や活用の依頼を行ってきたところ、活動地域等に偏りが見えることから、今後は専用のホームページからも登録や活動依頼などができることを広く周知し、利便性の改善と更なる利用者数の増加につなげ、県内全域での登録件数・マッチング件数の増加を図る必要があります。

■県社協が実施するスポーツ交流大会の中で参加が少ない種目については、競技普及事業に取り組むとともに、ニュースポーツを取り入れた交流大会を実施し、高齢者の健康と生きがいづくり、仲間づくりや社会参加促進を図ります。

3 今後5年間の目指すべき方向性、重点的な取組 ～元気な高齢者が地域の担い手に～

(1) 地域活動を行うシニアリーダーの養成

地域で孤立せず安心して暮らすために、高齢者による地域の見守りや災害時の要援護者に対する安否確認等の役割を果たすサロンまたはグループ活動を行うための自主活動グループの立ち上げなど、地域におけるリーダーとしての活動を行う人材の養成に取り組みます。

いきいきシニアリーダーカレッジは、地域の日常的な支え合い活動を担うための人材の養成や地域課題や生活課題などの解決に取り組むグループづくりを進めます。

高齢者サロン運営アドバイザー養成講座は、地域の絆を深め、仲間づくりを図る目的で運営されている高齢者サロンの充実と立ち上げ等を行う人材を養成します。

(2) わかやま元気シニア生きがいバンク事業

引き続き、社会参加活動を希望する高齢者の登録を促し、情報をWeb上で発信していくとともに企業や団体、学校などへ活用（活動依頼）の働きかけを行い、高齢者の生きがいづくり・健康づくりを促進していきます。

(3) 高齢者の生きがいづくり・健康増進

誰もが健康で生きがいを持ち、自立した生活を送るために、県内全域でスポーツ・文化活動に参加する機会を提供するために交流大会を開催するとともに、大会を通じて参加者同士の仲間づくりを推進します。

4 推進項目・工程表

推進項目（取組項目）	単位	R3	スケジュール				
			R4	R5	R6	R7	R8
◇地域活動を行うシニアリーダーの養成							
いきいきシニアリーダーカレッジ [和歌山校] [田辺校] [橋本校] 講座受講者数の拡大	人/年	190人	3校：定員数以上の達成				
高齢者サロン運営アドバイザー 養成講座（2カ所）受講者数の 拡大	人/年	30人	年2カ所：定員数以上の達成				
◇わかやま元気シニア生きがいバンクの運営							
登録件数	件/年	909件	登録の依頼（登録件数増）				
マッチング件数	件/年	150件	活用の依頼（ホームページ等）				
◇高齢者の生きがいづくり・健康増進							
スポーツ交流大会（グラウンド・ ゴルフ、ペタンク、パークゴルフ など）の開催回数	回/年	6回	スポーツ交流大会7回以上の達成 （競技普及、新しい種目の採用等）				
文化交流大会等（美術展、ふれ あい作品展、健康マージャンな ど）の開催回数	回/年	3回	文化交流大会5回以上の達成				

◆いきいき長寿社会センター事業の様子

～スポーツ交流大会～



ゲートボール



パークゴルフ

～ふれあい作品展～



～シルバー美術展～



～高齢者サロン運営アドバイザー養成講座～



新聞紙で服を作ってファッションショー

事業名 ⑧ 制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト

1 社会情勢・背景

- 平成29年度から本格施行された改正社会福祉法（社会福祉法人制度改革）により、社会福祉法人はガバナンスの強化とともに「地域における公益的な取組」を進めることが責務として規定され、社会福祉法人が有する存在意義（公益性・非営利性）を具現化することが求められています。
- 令和3年度からは地域共生社会の実現に向けた具体的事業として「重層的支援体制整備事業」が開始され、社会福祉法人に対しては、その専門性を活かした相談支援や地域住民との協働による居場所づくり、活動場所の提供等、創意工夫を凝らした取組が期待されています。
- 一方で、「地域における公益的な取組」は、地域住民をはじめ社会にあまり知られていないことや、小規模法人を中心に取組が広がらないという課題もあり、より一層の取組支援と活動の見える化を促進する必要があります。

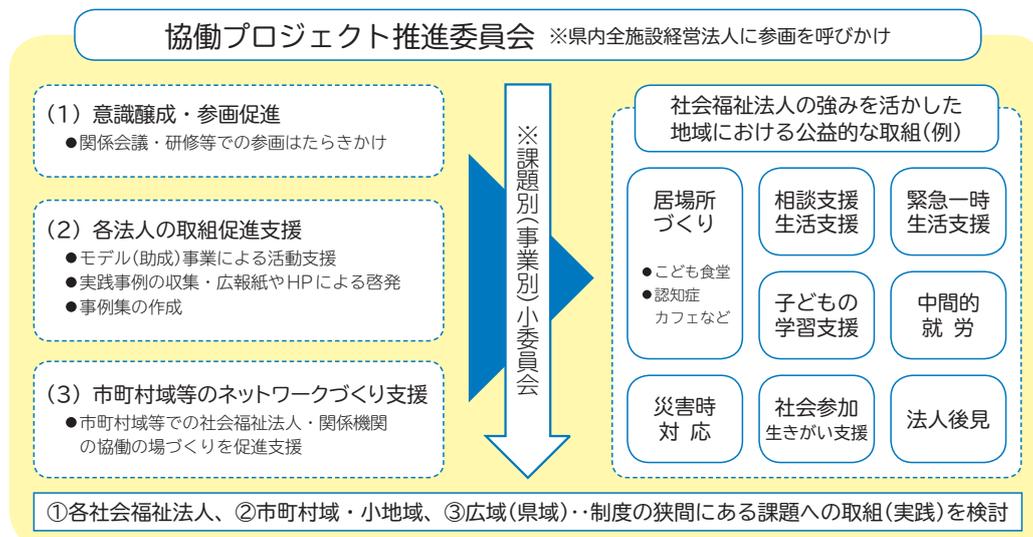
2 実施している事業の現状と課題

現状

○ 制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクトの取組

本会では、平成29年度から「制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト」推進委員会を設置し、「地域における公益的な取組」を社会福祉法人が連携して取り組むことができるよう支援しています。単独の法人や事業所だけでは対応（実践）が困難な場合でも、本委員会に参画いただくことで知恵と力を出し合い、地域生活課題への対応を検討しています。

（参画法人43法人／令和4年3月時点）



- モデル事業実施法人は取組開始後から延べ16法人33事業となり、啓発事例集・パンフレット作成、テレビ番組での活動紹介、小委員会活動等により「地域における公益的な取組」の促進と、地域共生社会の実現に向けた社会福祉法人の“活動の見える化”を図っています。本プロジェクトを通じ、地域のニーズに応じた社会福祉法人の“実践”が徐々に広がりを見せています



みんなの地域をまもるんジャー
(紀三福社会)



過疎地の高齢者宅へのお弁当配布
(有田つくし福社会)



コロナ福でもつながりを
(天美苑カフェ：中庸会)

課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2年度から参画法人数が留まっており、モデル事業に申請する法人や公益的な活動に積極的に取り組む法人が限定的になっています。特に、障害分野や児童保育分野の社会福祉施設は小規模法人が多く、本来の社会福祉事業における人材不足や報酬改定等に伴う経営課題等により、地域における公益的な取組に着手しづらい、という課題もあります。
- 制度の狭間にある課題や複合的課題への対応には、地域における社会福祉の中核的な担い手である社会福祉法人・福祉施設と社協が連携・協働して取り組むことが重要であり、地域のプロジェクトと併せて市町村域における連携の場づくり（市町村社協と社会福祉施設の連携）を強化する必要があります。
- 経営協、各施設種別協議会等と連携し、本来業務の経営課題を改善するための取組等と併せて、本プロジェクトへの参画メリットを押し出していく必要があります。

3 今後5年間の目指すべき方向性、重点的な取組 ～地域を支える社会福祉法人の活動支援～

- (1) 地域共生社会の実現に向けて、あらゆる地域生活課題（制度の狭間にある課題等）への対応を図るため、多機関協働と多職種連携のもとに、本プロジェクトにおいて多様な実践や事業・活動の開発・展開を目指します。
- (2) 社会福祉法人（福祉施設）と市町村社協を連携・協働の中核に、広域及び市町村域での社会福祉法人等の連携の場づくりを行い、各地域のネットワークにより具体的な地域生活課題の解決に向けた取組が促進されるよう支援します。
- (3) 本プロジェクトを通じて把握した地域課題や県内外の実践事例を積極的に収集・発信し、社会福祉法人が向き合う地域課題を社会全体で共有（見える化）する取組をより一層強化します。

4 推進項目・工程表

推進項目（取組項目）	単位	R3	スケジュール				
			R4	R5	R6	R7	R8
◇ネットワークを通じた地域における公益的な取組の促進							
協働プロジェクト参画法人数	法人数	43法人	参画へのはたらきかけ強化 (市町村社協の参画検討)				
モデル助成事業の実施（社会福祉施設対象）	カ所/年	4カ所	モデル法人の指定：5カ所程度/年				
広域（県域）連携による具体的取組の企画・実践	—	委員会活動のみ	小委員会等での企画→検討に基づく対応・実行				
市町村域での連携の場づくり	市町村数	3市町村	市町村域・圏域の連絡会等への参画・開催 (連携の場の増)				
◇取組の把握・発信（見える化）							
実践事例の収集、広報誌、ホームページ等による発信	事例数/年	3事例	事例集・パンフレット等の作成：1回/年 広報誌・ホームページによる紹介：5事例/年				
地域共生（地域公益活動）セミナー、報告会等の開催	—	—	セミナー・報告会等の開催：1回以上/年				

1 社会情勢・背景

- 社会福祉サービスの主たる担い手である社会福祉法人には、非営利法人にふさわしいガバナンスと高い透明性を備えた自主的・自立的な法人経営と、安定的かつ質の高いサービス提供が求められています。
- 平成29年度から本格施行された改正社会福祉法により、社会福祉法人はガバナンスの強化とともに「地域における公益的な取組」を進めることが責務として規定され、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制づくりにおいても協働の一翼を担うことが期待されています。
- また、社会福祉連携推進法人制度が令和4年度から施行され、これからの社会福祉法人には、社会福祉事業の安定的な経営と多様な地域課題への対応にあたり、地域の法人間での連携・協働がより一層求められることとなります。

2 実施している事業の現状と課題

現状

○ 社会福祉法人（福祉施設）の活動支援

県社会福祉法人経営者協議会（経営協）との連携により、社会福祉法人の共通課題（法人制度改革・災害対応・感染症対応等）への対応を中心としたセミナー（研修会）を開催するとともに、各種支援ツールやメールニュース等による情報提供に取り組んでいます。

「地域における公益的な取組」では、「制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト」を平成29年度から展開し、各法人の取組促進を図っています。（事業⑧に記載）

○ 社会福祉施設協議会等団体事務局の受任

団体事務局の受任を通じて各分野における諸課題を把握し、情報収集・提供活動のほか、従事者の資質向上のための研修会開催等に取り組んでいます。

《事務局を受任している団体》

- 和歌山県社会福祉法人経営者協議会
- 和歌山県訪問介護事業所協議会
- 和歌山県保育連合会
- 和歌山県児童館連絡協議会

○ 授産活動活性化資金融資事業

就労継続支援事業所、就労移行支援事業所等で行われている授産活動を活性化させ、施設利用者等の工賃改善と障がい者の社会参加と自立を図るため、授産活動にかかる「運転資金」や「設備資金」等の融資事業を実施しています。

○ 教員免許取得・介護等体験事業

教員免許を取得する学生等に「介護等体験」が義務づけられており、学生等と社会福祉施設の受入調整（マッチング）を県社協が実施しています。

○ 社会福祉関係団体等の支援（助成）

県域の施設種別協議会や福祉関係団体の活動を支援するため、毎年、活動費の助成を行っています。

課題

- 社会福祉連携推進法人制度、地域における公益的な取組、介護報酬改訂への対応、人材確保・育成・定着、働き方改革への対応、ICT化、広報戦略、災害時支援体制の構築（DWAT含む）等、社会福祉法人が直面する課題は多岐にわたり、それらの課題に的確に対応した事業展開（支援）が必要です。
- 連携・協働をより一層強化するため、事務局を受任する団体のほか、県社協会員でもあるその他施設種別協議会、当事者組織、職能団体との関係性・会員メリット、事務局受任のあり方等について検討する必要があります。特に、外部に事務局がある施設種別協議会との連携のあり方等についての検討が必要です。

3 今後5年間の目指すべき方向性、重点的な取組

～社会福祉法人(社会福祉施設)をはじめとする関係団体との連携強化～

- (1) 社会福祉法人等が利用者の立場に立って質の高い福祉サービスを安定的に提供できるよう、県社会福祉法人経営者協議会をはじめとする社会福祉施設協議会等との連携を一層強化し、研修等を通じて経営面の支援や地域における公益的な取組の促進を図ります。
- (2) 社会福祉連携推進法人制度等の新しい動きを見据えながら、人材確保・資質向上や公益的な取組の協働化による事業運営の効率化等、社会福祉法人等の連携・協働に向けた環境整備に取り組みます。
- (3) 地域共生社会の実現に向けて、福祉関係施設・団体のつながりを強化し、お互いの強みや特性を活かした活動を展開できるよう支援していくとともに、多様な生活課題にも協働して対応できるよう、プラットフォーム機能を発揮し、「協働の場づくり」を推進します。

4 推進項目・工程表

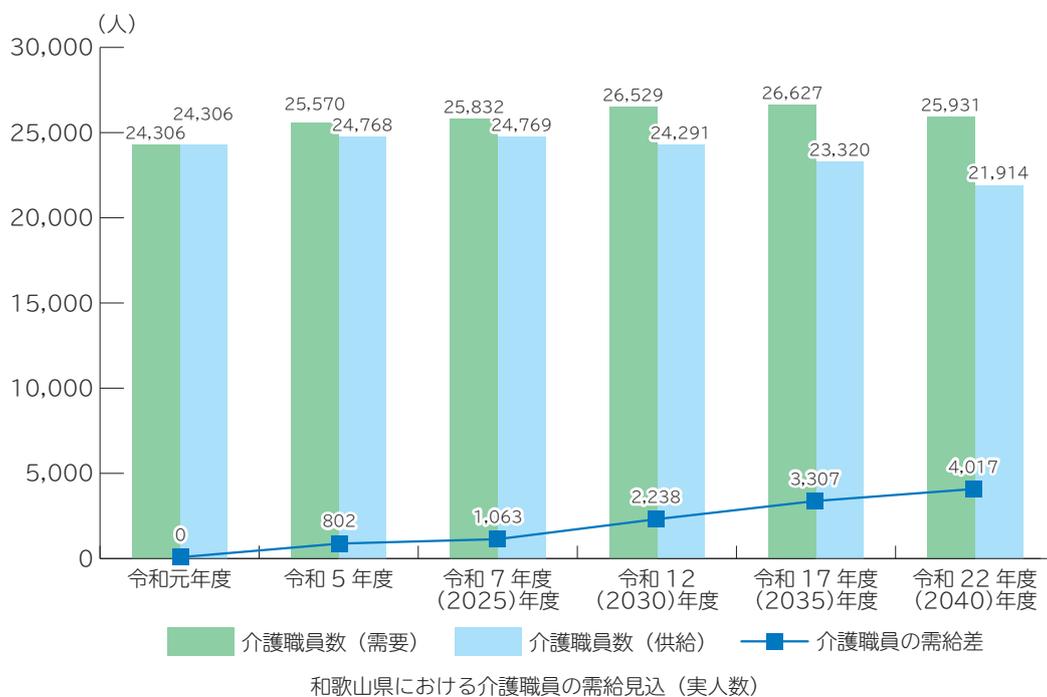
推進項目（取組項目）	単位	R3	スケジュール				
			R4	R5	R6	R7	R8
◇経営協との連携強化・活動強化							
経営協 会員数	会員数 (加入率)	91法人 (49%)	加入率50%以上の早期達成				
ニーズに基づいた効果的な研修等の企画・開催（強化）	回/年	2回	年5回以上の研修・交流機会の設定				
法人間連携による取組事例の収集と取組の普及・支援	—	—	収 集	先駆的取組の共有・普及			
実践事例の収集と発信	回/年	5回	広報誌・事例集・ホームページ・SNS等による発信				
◇施設種別協議会等関係団体との連携強化							
施設種別協議会等との連携、事務局受任のあり方検討	—	準備	協議、検討に基づく対応・実行				
新たな課題に対する検討及び協議の場への参画	—	—	社会全体で取り組むべき課題への対応と他（多）分野との連携強化、協働の場づくり				

※地域における公益的な取組関係は「◎制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト」に記載。

事業名 ⑩-(1) 福祉人材センター事業(人材部門)

1 社会情勢・背景

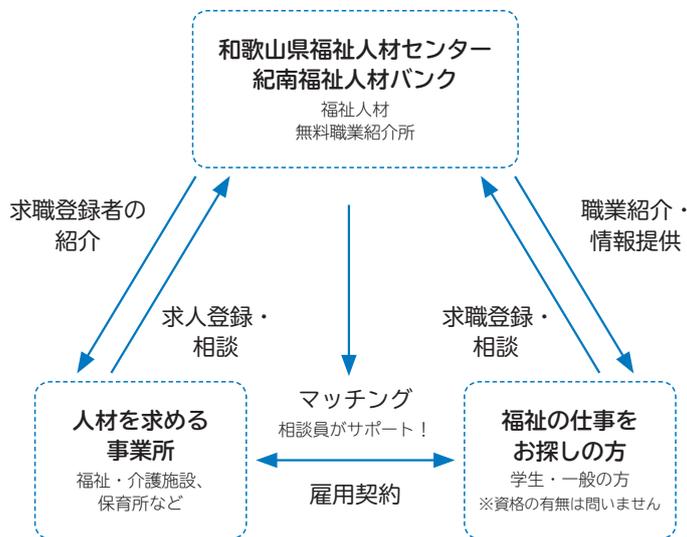
- 福祉サービスの需要拡大とともに、それを支える福祉人材の不足が深刻化しており、福祉職場では、専門性の高い技術が求められるとともに、サービス供給量も増大している中で、働き手の確保が今後ますます必要となっています。
- 少子・高齢化が進行している中、「わかやま長寿プラン2021」の推計データによると、2025年には、介護職員がおよそ1,000人不足する見込みです。



2 実施している事業の現状と課題

現状

- 社会福祉法第93条に基づく県指定の「福祉人材センター」として、慢性的に不足している福祉・介護・保育現場における人材確保と職場定着のため、以下の事業に取り組んでいます。



令和3年度福祉・介護・保育の就職フェアわかやまの様子

○ 無料職業紹介事業等きめ細やかなマッチング

福祉・介護・保育の仕事に就こうとする求職者と人材を求める事業所の橋渡しとして、無料職業紹介事業や就職フェア（合同説明会）、出張相談等を実施し、きめ細やかなマッチング支援に取り組んでいます。

○ 福祉の仕事の魅力発信と将来的な福祉人材の確保

- 福祉人材センターの認知度向上を図るため、SNS（LINE、Facebook）やパブリシティを活用した広報に取り組んでいます。
- 実際に求職者が福祉の職場のイメージ等を直接知ることができるよう、福祉職場体験事業を実施しています。
- 中学・高校生、専門学校生、大学生等への情報提供や本センター周知のため、学校訪問や出前講座を実施しています。
- 介護の仕事の魅力紹介のため、中学・高校生向けイメージアップ冊子を作成しています。

○ 多様な人材の福祉分野への参入促進

- 潜在有資格者（介護・保育）の再就職を支援するため、情報提供や研修会を開催しています。
- 多様な人材の参入を促進するため、外国人介護人材の受入を希望する県内介護施設・事業所を対象とした研修会や相談会を開催し、外国人介護人材の円滑な受入に向けた支援をしています。
- 介護未経験者の中高年齢者等を対象とした地域での小規模就職相談会を開催し、多様な人材のきめ細やかなマッチング支援をしています。

○ 福祉人材の定着促進

- 職員の定着促進や魅力ある職場づくりを支援するため、経営者セミナーの開催や経営相談事業を実施しています。
- 職員の負担軽減のため、介護ロボット導入支援にかかるセミナー等を開催しています。

課題

■福祉人材センターの認知度向上によるセンター機能の更なる強化・充実を図るため、パブリシティやSNS等のより一層効果的な活用による広報の強化が必要です。

学生等の若い世代、主婦層、中高年齢層、定年退職者などのシニア層など、ターゲットごとに必要な情報が速やかに届くよう、広報の工夫が必要です。

■これまでも就職フェア等各種事業を実施してきたところですが、求職登録者数や紹介採用者数は伸び悩んでいる状況です。潜在有資格者や中高年齢層など多様な人材への働きかけを強化し、丁寧かつ継続的な相談による就職へのサポートが必要です。

3 今後5年間の目指すべき方向性、重点的な取組 ～福祉人材の確保・定着支援、福祉の魅力発信～

- (1) 福祉人材の裾野拡大に向けた多様なアプローチ
定年退職者を含む中高年齢層や子育て世代、他分野からの転職希望者等、多様な人材が福祉・介護・保育の仕事への関心を高め、就労につなげていけるよう多様な手法や媒体を戦略的に活用し、情報発信の強化や求職者拡大に取り組みます。
- (2) 福祉の魅力発信と将来的な福祉人材の確保
若い世代から福祉・介護・保育の重要性や仕事についての理解を深め、将来の職業選択につなげるため、教育関係者等と連携を図り、福祉の仕事の魅力発信に取り組みます。
- (3) 福祉施設・事業所に対する支援
事業所訪問に積極的に取り組み、事業所との信頼関係を構築し、職員が安心・充実感をもって働けるよう事業所の求人活動や労働環境整備の取組を支援します。
また、外国人介護人材の円滑な受入や介護ロボット導入についての取組を支援します。
さらに、保育士の労働環境を改善し、子どもを安心して育てられる環境の充実を支援します。

4 推進項目・工程表

推進項目（取組項目）	単位	R3	スケジュール				
			R4	R5	R6	R7	R8
◇マッチングの強化							
無料職業紹介事業による新規求職者数	人/年	794人	過去3年平均値の10%増				
無料職業紹介事業等における採用・内定者数	人/年	94人	過去3年平均値の10%増				
就職相談会（小規模含む）の参加者数	人/年	237人	過去3年平均値の10%増				
◇情報発信の強化							
離職した介護福祉士等の届出制度による届出者数	人/延べ	326人	拡大 500人				
SNS（LINE・Facebook）登録者数	件	568件	拡大 1,000件				

福祉・介護・保育の仕事に就こうとする求職者と人材を求める事業所の橋渡し

和歌山県福祉人材センター「ハートワーク」では、福祉・介護・保育現場における人材確保と職場定着を支援するため、様々な取組を行っています。

無料職業紹介事業

福祉・介護・保育の仕事に就こうとする求職者と求人事業所のマッチングを支援します。



職場体験

福祉の職場での仕事を体験し、仕事の内容や職場の雰囲気を知ることができます。



出張相談

関係機関が実施する就職相談会等に向き、福祉の職場への就職や資格取得方法等に関する相談に応じます。



就職フェア（合同説明会）

求職者と求人事業所の面談の場。業務内容や職場の雰囲気などを聞くことができます。



出前講座

中学校や高等学校に向き、進路選択の一助となるよう、福祉の仕事の魅力を伝えます。



介護の仕事の魅力を伝えるガイドブック

保育人材の確保・定着支援

保育士支援コーディネーターによるマッチング支援、研修等を実施しています。



求人情報の提供

福祉の仕事への就職を希望される方に、求人情報を提供します（「求人情報わーく」の発行）。



福祉事業所経営相談

福祉施設からの労務管理等に関する相談について、専門アドバイザーとの相談を調整します。



事業名 ⑩-(2) 福祉人材センター事業(研修部門)

1 社会情勢・背景

- 少子高齢化・人口減少、地域の支え合い機能の低下、労働力不足に伴い、地域課題や福祉サービス利用者のニーズがさらに増大・多様化する中、社会福祉従事者は、専門性の向上や、利用者への質の高いサービスを提供することが求められています。
- 地域共生社会の実現に向けては、地域住民と連携・協働した資源づくりや潜在化したニーズの把握、他職種連携等、総合的な能力の向上がなお一層求められています。

2 実施している事業の現状と課題

現状

○ 社会福祉事業者のキャリア形成支援（研修事業）

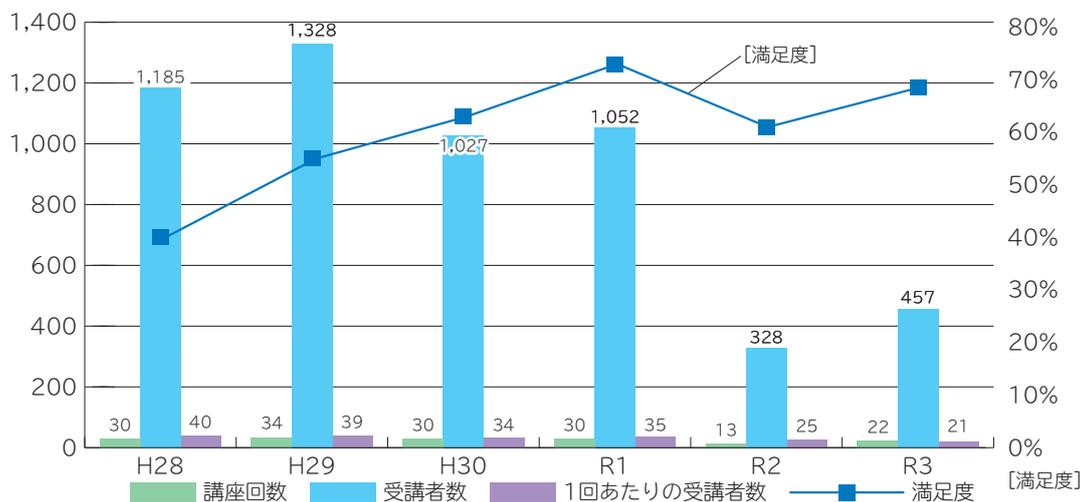
全社協 中央福祉学院のキャリアパス対応生涯研修課程に基づき、初任者、中堅職員、チームリーダーを対象に分けた階層別研修を実施し、キャリアアップを支援しています。

また、種別ごとの専門的知識・技術向上や組織運営に関わる職員の資質向上を図る課題別研修（専門技術研修、組織支援研修）、資格取得支援研修を実施し、福祉サービスの質の向上を図っています。

		主な研修名	令和3年度 実施回数
階層別研修		キャリアパス対応生涯課程研修（初任者、中堅職員、チームリーダー）	3回
課題別 研修	専門技術 研修	虐待防止研修（高齢分野、障害分野、児童分野）、認知症ケア研修、権利擁護研修、感染症予防対策研修 等	9回
	組織支援 研修	コミュニケーションスキル研修、アンガーマネジメント研修、クレーム・苦情対応研修 等	8回
資格取得支援研修		介護支援専門員試験対策勉強会	2回

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症等の影響により計9回中止。

福祉人材センター「ハートワーク」研修実績



※満足度…5段階評価で平均4.2以上の割合

○ 介護支援専門員実務研修受講試験事業

介護保険制度の要である介護支援専門員を確保するため、和歌山県介護支援専門員実務研修受講試験指定実施機関として、試験を実施しています。

	H29	H30	R1	R2	R3
受験者数(人)	1,239	466	409	433	503

※平成30年度に受験資格が変更されたため、受験者数が減少。

課題

- 受講者アンケート、事業所ニーズ調査に基づき、研修メニュー及び講師の選定（見直し）を行うとともに、新しい研修の企画開発を行い、受講者満足度の向上に努める必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症への感染リスクや、職員が少ない小規模事業所の増加、そもそもの人材不足等の影響により、研修に職員を派遣すること自体が困難な事業所が増加しており、そうした事業所に対する支援が必要です。（オンライン活用によるライブ・オンデマンド配信、開催時期の検討等）

3 今後5年間の目指すべき方向性、重点的な取組

～福祉人材の確保・定着支援、専門職の育成～

- (1) 事業所・受講者の研修ニーズを把握するとともに、各種別協議会との連携を強化することにより、業務課題・地域の福祉課題解決につながる専門的知識・技術を習得するための「専門技術研修」、組織運営の職員の資質向上につながる「組織支援研修」、「資格取得支援研修」等を実施し、福祉職員のキャリアパス支援に取り組みます。
- (2) 包括的な支援体制づくりに向けて、市町村社協職員や社会福祉施設職員をはじめとする関係専門職が多様化・深刻化する地域生活課題に対応できるよう、市町村社協連絡協議会等と連携しながら、他職種連携や住民との協働による地域づくりの視点を取り入れた研修を企画・検討します。
- (3) 行政機関、職能団体、福祉事業所等との連携・協働を一層強化しながら、福祉サービス従事者の資質向上を図るため、生涯にわたって段階的に学ぶことのできるキャリアアップ研修体系の構築を目指し、ニーズに基づいた新たな研修プログラムを企画・開発します。

4 推進項目・工程表

推進項目（取組項目）	単位	R3	スケジュール				
			R4	R5	R6	R7	R8
◇福祉人材の育成・定着強化							
受講者満足度の向上	5段階評価で、平均4.2以上の研修の割合（%）	68%	各年70%以上の達成				
研修の受講者数	受講者数／定員（%）	55%	各年90%以上の達成				
ニーズに基づいた研修プログラムの企画・開発	回／年	1回	ニーズ調査、事業所・各種別協訪問等による情報収集				

事業名 ⑪ 福祉人材確保等にかかる返還免除付き貸付事業

1 社会情勢・背景

- 令和4年3月の県内の有効求人倍率は1.13倍ですが、福祉や介護、保育を含む分野では2倍を超えていて、人手不足がなお続いており、人材確保が急務となっています。
- ひとり親家庭の親は、子育てと家事、生計の担い手といういくつかの役割を担うことになるため、生活をしていく上で心理的・経済的に大きな負担を伴うことがあります。
- また、児童養護施設への入所など、社会的養護のもとで育った子どもは、施設等からの退所後に保護者等から支援を受けられないなど、自立することが困難な状況が多くあります。
- これらの状況から、厚生労働省は平成28年度に一定の条件を満たすことで返還免除となる貸付事業を創設しました。

2 実施している事業の現状と課題

現状

○ 県社協は、「県が適当と認める団体」として県補助金を受け、平成28年度から次の貸付事業を実施しています。

*福祉人材確保及び自立支援のための返還免除付き貸付事業 一覧

資金種類	内容	返還免除要件	貸付件数							
			H28	H29	H30	R1	R2	R3	計	
介護福祉士修学資金関連	介護福祉士修学資金 社会福祉士修学資金	養成施設在学者への修学資金貸付	資格取得し、県内で引き続き5年間対象業務に従事	12	5	30	36	26	47	156
	福祉系高校修学資金	福祉系高校在学者への修学資金貸付	資格取得し、県内で引き続き3年間対象業務に従事	—	—	—	—	—	7	7
	介護福祉士実務者研修受講資金	実務者研修受講資金の貸付	資格取得し、県内で引き続き2年間対象業務に従事	147	121	115	139	116	162	800
	介護人材再就職準備金	離職した介護職員（1年以上の経験を有する者）への再就職準備金の貸付	県内で引き続き2年間対象業務に従事	0	3	2	5	12	11	33
	介護分野就職支援金	他業種から介護職員への就職準備金の貸付	県内で引き続き2年間対象業務に従事	—	—	—	—	—	18	18
	障害福祉分野就職支援金	他業種から障害福祉職員への就職準備金の貸付	県内で引き続き2年間対象業務に従事	—	—	—	—	—	4	4
保育士修学資金関連	保育士修学資金	養成施設在学者への修学資金貸付	資格取得し、県内で引き続き5年間対象業務に従事	69	99	88	80	64	54	454
	保育補助者雇上費	保育事業者への保育補助者雇上費の貸付	保育補助者が貸付期間中に保育士資格を取得	1	0	2	0	0	1	4
	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付	未就学児を持つ潜在保育士が、保育士として保育所に勤務する場合、当該未就学児の保育料の一部を貸付	県内の保育所等で引き続き2年間保育士として業務に従事	2	3	15	6	3	7	36
	保育士就職準備金	保育士として保育所に勤務することが決定した場合、就職準備金を貸付	県内の保育所等で引き続き2年間保育士として業務に従事	2	1	3	1	1	2	10
	未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付	未就学児を持つ潜在保育士が、保育士として保育所に勤務する場合、当該未就学児の預かり支援事業利用料金の一部を貸付	県内の保育所等で引き続き2年間保育士として業務に従事	—	0	0	0	0	0	0
ひとり親家庭関連	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金	高等職業訓練給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親への入学準備金または就職準備金の貸付	県内に居住し、養成機関を修了かつ資格取得後1年以内に対象業務に就職（所定労働時間が週20時間以上）し、5年間従事	15	18	20	24	17	10	104
	ひとり親家庭住宅支援資金	母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親への住宅支援資金の貸付	住宅支援資金の貸付を受けた日から1年以内に就職又は転職し、1年間就業を継続	—	—	—	—	—	2	2
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金	進学や就職を機に児童養護施設等を退所した方等への生活支援費、家賃支援費の貸付	引き続き5年間就業継続（所定労働時間が20時間以上）	2	2	4	3	1	2	14	
	児童養護施設等に入所している方等への資格取得費用の貸付	引き続き2年間就業継続（所定労働時間が20時間以上）	1	7	7	6	5	4	30	

合計 1,672

課題

- 特に、「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金」貸付の貸付件数が少ない状況です。また、債務者への経済的な支援にとどまっており、生活全般にかかる自立支援が課題です。（県の当初貸付計画120件→貸付累計実績44件）（R4.3月末現在）
- 介護福祉士修学資金等貸付事業、保育士修学資金貸付等事業は原資追加が続く中、事業が継続されていることにより貸付中件数は増加の一途であり、債務者の状況把握、債権管理にかかる負担が増加しています。これにかかる体制の確保が課題です。

3 今後5年間の目指すべき方向性、重点的な取組 ～福祉人材確保及び自立支援～

- (1) 広報誌やホームページ等において貸付事業の周知を図ります。
特に、児童養護施設や里親等に対する貸付事業の周知を強化し、経済的な支援を必要とする児童への貸付けが行き渡るよう取り組みます。
- (2) 貸付後の債務者の状況を的確に把握し、返還免除対象者の免除手続きを行う等、適正な債権管理に取り組みます。
- (3) 貸付中件数が増加の一途であり、今後、適正な債権管理が継続できるよう、県と協議を行い、事務費及び人件費の継続的な確保に取り組みます。

4 推進項目・工程表

推進項目（取組項目）	単位	R3	スケジュール				
			R4	R5	R6	R7	R8
◇広報啓発及び適正な貸付けの実施							
事業周知の広報	回/年	15回	広報誌、ホームページ、チラシ等による発信 (年12回)				
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付の周知	回/年	1回	研修会や会議等での周知の実施 (年2回)				
◇適正な債権管理							
債務者の定期的な状況把握	回/年	1(介護・保育) 4(ひとり親) 2(児童養護)	業務従事証明書等の提出による確認 (年1～4回)				
返還免除対象者に対する円滑な免除の実施	—	通年	返還免除申請書の提出による手続きの実施				
返還対象者に対する適正な返還の実施	回/年	—	残額通知、督促状の送付(年2回)				

1 社会情勢・背景

- 平成16年5月、福祉サービス事業所の質の向上と利用者の適切なサービスの選択に資するため、福祉事業共通の第三者評価が施行されました。また、平成24年4月からは、社会的養護関係施設（児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設）については、「子どもが施設を選ぶ仕組みでない措置制度等であり、また、施設長による親権代行等の規定もあるほか、被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が必要である」とされ、社会的養護関係施設における第三者評価実施が義務づけられています。
- 認知症ケアのサービスの質を確保するため、平成14年4月から地域密着型サービス外部評価が制度化され、年1回の受審が義務化されています。また、令和3年8月31日からは、事業所において「評価機関による外部評価」と「運営推進会議を活用した評価」のいずれかの選択制となりました。

2 実施している事業の現状と課題

現状

○ 各事業所のサービス評価の実施

福祉サービスが措置から契約による利用制度へと移行したことに伴い、事業者が質の高いサービスを提供しなければ、利用者から選択されることが困難となります。そのため、①事業者が事業運営の具体的な問題点を把握してサービスの質を向上させること、②利用者の適切なサービス選択のために評価結果を公表することを目的として評価事業を実施しています。

また、受審された事業所には、面談時に適宜アドバイスを行うなどの支援を行っています。

令和2年度から、地域密着型サービス外部評価は、従来の訪問調査に加え、オンライン調査を併用し取り組んでいます。

○ 評価の質の向上

事業所のニーズや評価に対する事業所アンケート等を実施し、課題や問題点を探り、評価の質の向上に取り組んでいます。

○ 評価調査者のフォローアップ研修の実施

より質の高い評価を実施するため、年に1～2回調査員の質の向上を図ることを目的とした研修会を開催しています。

課題

■例年、義務化されていない福祉サービス第三者評価の受審が少ないのが現状であり、福祉サービス第三者評価の効果について広報・啓発に努める必要があります。

■受審を促進するため、「評価調査者の確保」と「資質の向上」に取り組んでいく必要があります。

■和歌山県地域密着型サービス評価実施要綱の一部改正（令和3年8月31日施行）に伴い、事業所において「評価機関による外部評価」と「運営推進会議を活用した評価」のいずれかを選択することとなったため、今まで以上に信頼され受審いただく評価機関として広報・啓発に努める必要があります。

3 今後5年間の目指すべき方向性、重点的な取組

福祉サービスの質向上を支援～

- (1) 受審を通して、福祉サービス事業所が利用者の立場に立ち、利用者の安全、権利擁護、職員の質の向上、中長期的計画等、健全な福祉経営が図られるよう支援します。
- (2) 第三者評価のプロセス（職場での自己評価、訪問調査等）を通して、職員の気づきの力、サービスの改善点、課題の共有化を深められるよう取り組みます。
- (3) 受審事業所数拡大への対応と、質の高い評価を継続して提供するため、評価調査者の確保と養成に取り組みます。

4 推進項目・工程表

推進項目（取組項目）	単位	R3	スケジュール				
			R4	R5	R6	R7	R8
◇福祉介護サービスの評価							
福祉サービス第三者評価事業 受審件数	件/年	7件	3カ年平均 年6件以上の受審				
地域密着型サービス外部評価事業 受審件数	件/年	33件	年25件以上の受審				
◇調査員の質の向上							
調査員の養成	人	4人	2年に1回、1～2名程度養成する				
研修会の実施	回/年	1回	年1回以上研修会を実施				

1 社会情勢・背景

- 福祉人材の不足が深刻な問題となっています。厚生労働省が公開している「令和3年上半期雇用動向調査」では、医療、福祉の離職率は、8.6%（16産業中5位）と依然として高い状況が続いています。
- 厚生労働省は、平成19年に「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」を発出し、その中で「従事者の余暇活動や日常生活に対する支援を行うなど、従事者のニーズに的確に対応した福利厚生事業の推進を図ること」が明記されています。退職金給付をはじめとした共済事業及び福利厚生事業の充実等により、職場環境の改善、魅力のある福祉の職場づくりの実現が求められています。
- 社会福祉施設職員等退職手当共済制度においては、保育分野に係る公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について、さらに検討を加え、令和6年度までに改めて結論を得ることとされており、さらなる当該制度への加入者減少が見込まれます。このような動きの中で、民間社会福祉事業従事者共済事業の既加入者の脱退を防止するために、本事業の更なる充実を検討する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和元年度は運用環境が低迷しましたが、その後は運用環境が上向いたことで民間社会福祉事業従事者共済事業の退職金充足率は上昇傾向にあります。現状の退職金充足率を維持するとともに、健全な制度運営に向け、市場環境に応じた資産運用方法を検討するなど、柔軟に対応することが必要です。

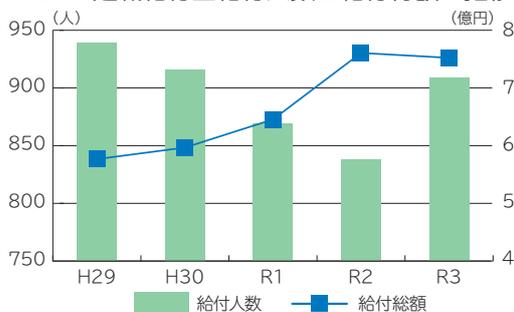
2 実施している事業の現状と課題

現状

(1) 民間社会福祉事業従事者共済事業

県内の民間社会福祉事業従事者の待遇改善及び人材確保を図るために、また、独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）の社会福祉施設職員等退職手当共済制度の補完的役割を担うために、退職給付金の給付、慶弔金の給付、生活・住宅資金の貸付け及び福利厚生事業（家庭常備薬の斡旋）などを実施しています。

（表1）退職給付金給付人数と給付総額の推移



（表2）資産残高・要支給額・退職金充足率の推移

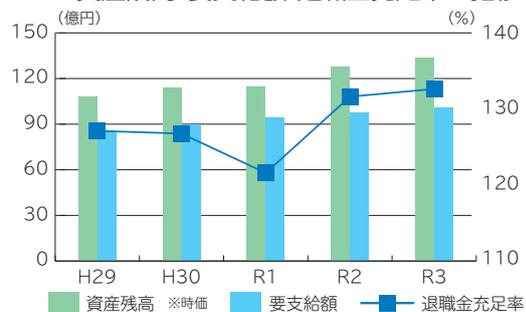


表1	H29	H30	R1	R2	R3
給付人数 (人)	939	916	869	838	909
給付総額 (千円)	576,402	596,679	645,881	762,300	753,754

表2	H29	H30	R1	R2	R3
資産残高 ※時価 (千円)	10,790,945	11,369,782	11,426,979	12,800,014	13,345,471
要支給額 (千円)	8,487,558	8,968,273	9,401,275	9,720,402	10,056,032
退職金充足率 (%)	127.14	126.78	121.55	131.68	132.71

(2) 福利厚生センター受託事業

社会福祉法人福利厚生センター（ソウェルクラブ）は、厚生労働大臣の指定を受けて福利厚生事業を行う全国唯一の法人であり、健康管理、慶弔金・見舞金の支給等のほか、職員の資質向上のための各種講習・研修、指定保養所等のリフレッシュサービス、ローンや各種保険等の生活サポートサービスを実施しています。

県社協は福利厚生センターの地方事務局として事務の一部を受託し、県内会員向けの交流事業を企画・運営しています。

福利厚生センター加入状況

	H29	H30	R1	R2	R3
加入法人数 (法人)	51	51	52	52	52
加入者数 (人)	1,995	1,977	2,025	1,977	2,007

会員交流事業実施状況

	H29	H30	R1	R2	R3
実施回数 (回)	9	8	7	4	6
参加者数 (人)	839	797	722	319	2,796

※R3は全会員を対象とした配布事業を実施したため、参加者数が増加しました。

課題

(民間社会福祉事業従事者共済事業)

■運用環境の低迷時においても安定した資産運用ができるよう、対策を検討する必要があります。

(福利厚生センター受託事業)

■新型コロナウイルス感染症の影響を受け、バスツアー等の会員交流事業が実施できなかったため、加入者が参加、利用しやすい福利厚生事業を開発する必要があります。

3 今後5年間の目指すべき方向性、重点的な取組 ～福祉人材の確保・定着支援～

(民間社会福祉事業従事者共済事業)

(1) 民間社会福祉事業従事者の離職防止及び安定的な確保の一助として、民間社会福祉事業従事者のニーズに対応した福利厚生支援の充実を図ります。

(2) 安定的な事業運営を行うため、制度内容及び資産運用方法について検証を行い、その見直しを検討します。

(福利厚生センター受託事業)

(1) 未加入法人に対する個別訪問等による加入勧奨を行い、加入を促進します。

(2) 実施事業の見直しや更なる事業の充実等、加入者が参加、利用しやすい福利厚生事業の検討・企画に取り組みます。

4 推進項目・工程表

推進項目 (取組項目)	単位	R3	スケジュール				
			R4	R5	R6	R7	R8
◇民間共済事業の加入増進及び安全かつ効率的な資産運用							
適切な退職金充足率	%	132.71%	充足率100%以上の維持				
制度内容及び資産運用方法についての検証、見直し	—	—	運営委員会での協議				
◇福利厚生センター(ソウェルクラブ)和歌山事務局として、民間社会福祉事業従事者の福利厚生をサポート							
加入法人数	法人	52法人	個別訪問等による加入勧奨の実施				
地域開発メニューの充実	カ所	14カ所	個別訪問等による新規メニューの開発				

1 社会情勢・背景

- 福祉サービス運営適正化委員会は「福祉サービスの利用者等からの苦情解決」と「福祉サービス利用援助事業の運営監視」の2つを目的に、平成12年の社会福祉法改正後から各都道府県社会福祉協議会に設置されています。
- 高齢者福祉制度に介護保険が導入され「措置」から「契約」へ転換されたことを契機として始まったものですが、その後の障がい福祉サービスの創設や介護保険制度の度重なる改正などもあり、福祉サービス利用者等からの苦情は、年々複雑化・高度化してきています。また、サービス分野別では、当初は高齢者サービスについての苦情が多くを占めていましたが、近年は障がい者サービスについての苦情が増加傾向にあります。
- 福祉サービス利用援助事業利用者数も、平成12年度は8名であったものが、令和3年度末には700名と飛躍的に増加しています。対象者別では、知的障がい者及び精神障がい者の割合が年々増加し、現在では高齢者の割合を上回っています。

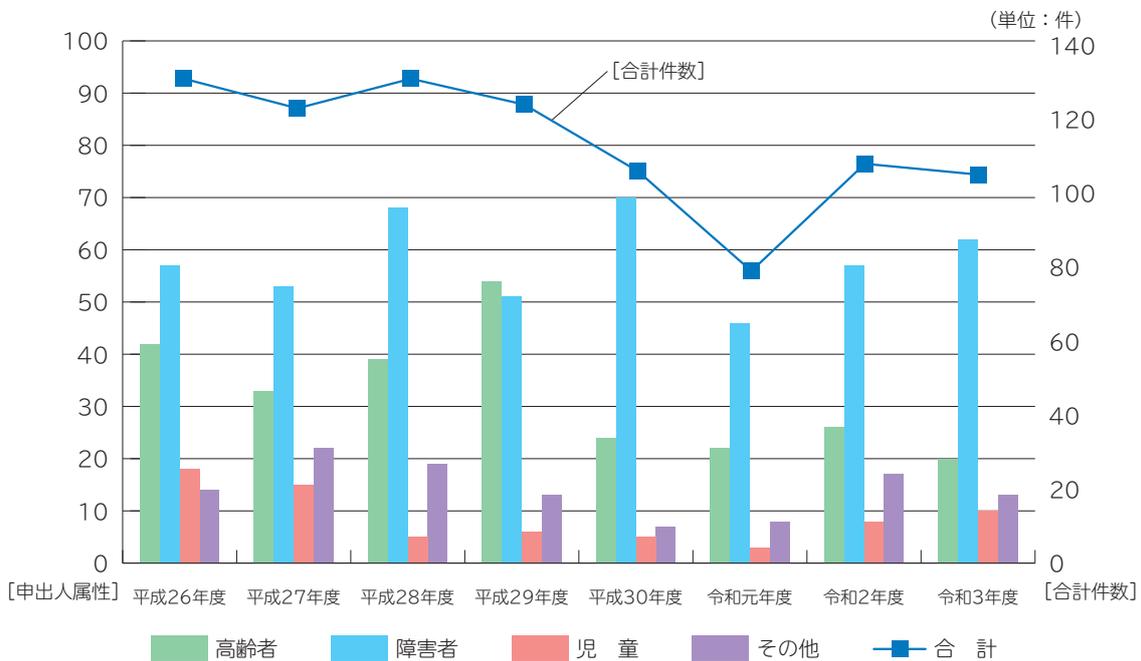
2 実施している事業の現状と課題

現状

○ 福祉サービスに対する苦情相談の受付

福祉サービスの利用者等から、来所・電話・電子メール・ファックス・手紙のいずれにおいても苦情相談を受け付け、必要に応じて助言・事前調査の実施等を行っています。助言については、福祉・法律・医療の専門家により構成される苦情解決合議体に案件として諮ることで、専門的見地に基づいた意見を提示し、当事者間のみでの話し合いでは解決が困難なケースにもアプローチしています。

苦情相談の受付状況



	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
高齢者	42	33	39	54	24	22	26	20
障害者	57	53	68	51	70	46	57	62
児童	18	15	5	6	5	3	8	10
その他	14	22	19	13	7	8	17	13
合計	131	123	131	124	106	79	108	105

○ **研修会の開催・巡回訪問の実施**

各事業者段階で苦情解決の仕組みが整備されるよう、研修会の開催・巡回訪問を実施しています。

○ **運営監視合議体による現地調査の実施**

福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）全般及び個別契約の実施状況について運営監視を行っています。運営監視合議体委員による現地調査や、必要に応じて助言や勧告等を継続的に行っています。



課題

■福祉サービスにおける潜在的な苦情を表面化させるため、福祉サービス運営適正化委員会や第三者委員の存在とその働きを利用者側へ周知広報するとともに、苦情解決出前講座の積極的な実施により事業者側への啓発に努め、利用者が自発的または外発的に苦情を表明できるよう働きかける必要があります。

■新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、苦情解決出前講座による往訪を拒絶されてしまうケースがありました。このような社会情勢や事業者のニーズに順応し、受講を希望する事業者に安心・安全に講座を受講していただけるよう実施体制に見直しを図ることが求められています。

■福祉サービス苦情解決研修会において、前年度開催時のアンケート結果を受けた内容の研修会を開催することで、要望に沿った技術習得や意識啓発に繋げ、参加者の満足度をより一層高めていくことが求められています。

■現在、福祉サービス利用援助事業の現地調査は3年に1回実施していますが、対象となる市町村社協ごとに事業状況や利用件数が異なることから、一律な調査では不十分となる社協もありました。これを受けて、各社協の状況を考慮したうえで現地調査の実施方法を調整していく必要があります。

3 今後5年間の目指すべき方向性、重点的な取組

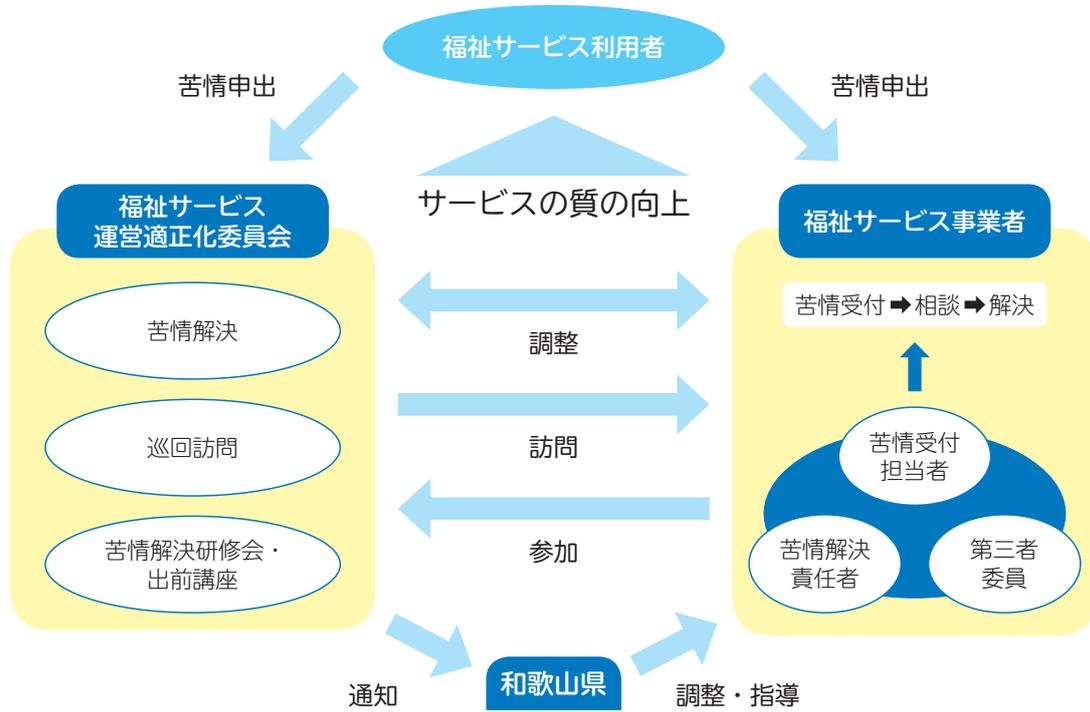
～福祉サービス利用者の権利擁護とサービスの質向上を支援～

(1) 研修・出前講座・巡回訪問を通じて事業者による苦情解決体制の構築をさらに進めます。出前講座についてはオンラインを併用する等訪問体制自体に見直しを図り、事業者側の都合や希望に合わせた環境を整備することで、より多くの受講に繋げていけるよう取り組みます。

(2) 広報誌やホームページへの情報掲載のみでは事業の周知に繋がりにくいことから、今後は各事業者の苦情解決への取組や体制整備についての情報発信を依頼する等し、利用者の潜在的な苦情の表明を促進していきます。

(3) 福祉サービス利用援助事業の現地調査の体制を見直し、各市町村社協の状況を考慮したうえで実施方法を調整する等、メリハリのある実施を目指します。

福祉サービス苦情解決体制の強化



4 推進項目・工程表

推進項目（取組項目）	単位	R3	スケジュール				
			R4	R5	R6	R7	R8
◇福祉サービス提供事業所における苦情解決体制整備の促進							
研修会の開催	回／年	1回	年2回の実施				
出前講座の実施	カ所／年	11カ所	出前講座の広報を推進し実施回数の充実を図る				
巡回訪問の実施	カ所／年	3カ所	苦情相談があった事業者に対して年度内の巡回				
◇苦情解決事業の周知を推進							
広報誌・ホームページ等への情報掲載	回／年	11回	広報誌・ホームページ・チラシ配布等による発信				
◇福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事）の適正な運営の確保							
委員による現地調査の実施	社協数	3社協	各社協の事業状況に応じて実施				

2 組織基盤の強化

基本理念の実現、重点目標や個別事業を計画的に推進し、「1. 地域福祉の推進」と、「2. 経営」を両立させるために、以下に掲げる項目を中心に組織基盤の強化を図ります。

(1) 組織体制の強化 ～地域福祉の推進～

① 人材育成の強化 60

- 1) 基本理念・行動指針・求められる職員像の理解
- 2) 中長期を見据えた職員採用計画、キャリアデザインの確立
- 3) 職員研修の体系化と充実
- 4) 事務局内の部署間連携強化、ワーキングチーム等の運用
- 5) 新たな課題・分野への対応

② 働きやすい環境づくり 62

- 1) 働き方改革への対応等
- 2) ICT化の推進等による業務の効率化

③ 情報発信、広報力の強化 63

- 1) 広報誌「福祉わかやま」の充実
- 2) ホームページ、メール、マスメディア、SNSの活用
- 3) 地域福祉推進フォーラムの開催

(2) 経営基盤の強化 ～経営が成り立つ～

① 財政基盤の強化 64

- 1) 会員の加入促進
- 2) 自主財源の確保

② ガバナンスの強化 65

- 1) 法人経営（理事会・評議員会・監事監査・会計監査人）の充実・強化
- 2) コンプライアンス、事業運営の透明性向上 等

③ 関係機関・団体との連携強化 66

- 1) 各業種別協議会等との連携強化
- 2) 県との連携・パートナーシップの強化

(1) 組織体制の強化 ～地域福祉の推進～

① 人材育成の強化

【現状と課題】

○地域における生活課題の変容や社会福祉法人制度改革等、県社協を取り巻く環境が変化し、今後ますます地域福祉の担い手が多様化する中で、県社協の果たすべき役割や存在意義が大きく問われています。

○県社協の役員を除く職員総数は47人（内訳：正規職員22人、非正規職員21人、県出向職員4人／令和3年4月1日現在）ですが、その一人ひとりが県社協の基本理念等を理解し、県社協職員としての高い意識と専門性を持った行動をとることが求められています。

【目指すべき方向性、重点的な取組】

1) 基本理念・行動指針・求められる職員像の理解

重点的な取組

本計画で定めた基本理念、行動指針等を全職員が理解し、活動計画の実行に向けて同じベクトルを持ち、自ら考えて仕事ができるよう、職員研修やワーキングチーム等において「求められる職員像」の理解・共有化に取り組みます。

【参考】県社協正規職員に求められる職員像 ～組織性と専門性の高い職員～

(令和2年1月8日／和歌山県社会福祉協議会)

- ①組織の一員であることを自覚し、福祉の専門職として高いプロ意識と覚悟を持ち、自ら研鑽し児童・障がい・高齢・生活困窮等の幅広い分野の制度に精通すること。
- ②各市町村の現場を把握し、地域の福祉課題に目を向け、福祉のスーパーバイザーとして市町村社協、社会福祉法人・福祉施設、各種別協議会等への支援的な役割を担うことができ、行政・民生委員児童委員・ボランティア等福祉に関わる多様な団体・人々から信頼されること。
- ③関係法令等を遵守し、県社協内の規律や職場ルールに則り何事も協力しながらチームとして行動すること。

2) 中長期を見据えた職員採用計画、キャリアデザインの確立

重点的な取組

中長期を見据えた計画的な職員採用を行うとともに、職員一人ひとりの主体性や意欲・能力が最大限発揮できるよう、新任・中堅・チームリーダー・管理職等の階層や職員のライフステージに合わせたキャリアデザインの確立に努め、職員の育成・定着に取り組みます。

【取組例】

- 定期採用計画に基づく正規職員の確保（令和2年度から取組中）
- 採用活動（広報媒体・手法等）の見直し、改善（令和2年度から取組中）
- キャリアデザインに合わせた人事異動の実施 等

3) 職員研修の体系化と充実

重点的な取組

県社協に求められる役割が多様化している中、県社協職員として高い意識と専門性を持って仕事ができるよう、職員研修実施要綱に基づく研修体系の充実・強化等に取り組みます。

【取組例】

- 職場におけるOJTの強化と定着、学ぶ組織風土の醸成、マネジメント力の向上
- 研修要綱に基づく研修計画（本会実施研修・外部研修・自己啓発研修）の充実
- 職員による自主勉強会の推奨 等

4) 事務局内の部署間連携強化、ワーキングチーム等の運用

重点的な取組

限られた職員体制の中で効果的・効率的に事業運営を行うため、事務局内の部署間、職員間で課題意識を共有するよう努めるとともに、包括的・横断的に今後の事業展開や課題改善・解決力を高められるよう、ワーキングチーム等による活動を推進します。

【取組例】

- 部署間、職員間におけるホウレンソウ（報告・連絡・相談）の徹底
- 共通課題、新規課題、潜在的課題等への対応を迅速かつ柔軟に行うための、部署の枠を超えたワーキングチーム活動の推進
- ICT（事務処理システム）や電子メール等を活用した事務局内の情報共有強化 等

5) 新たな福祉課題・分野への対応

重点的な取組

近年の複合化・多様化した生活課題（下記例）に対応するため、基本理念や行動指針に基づき、既存の制度や事業の枠にとらわれず県社協としてできること、すべきことを考え、市町村社協、行政、関係機関及び他（多）分野との連携を図りながらその解決に取り組みます。

【取組例】

- 組織機構における企画部門の強化（令和3年度から取組中）
- 県域（広域）における「連携・協働の場」としての意識の徹底
- これまでつながりの弱かった取組や福祉以外の様々な分野との連携強化（医療、保健、就労、住まい、司法、産業、環境、教育、権利擁護、多文化共生、防犯防災等）
- 共通課題、新規的課題、潜在的課題等への対応を迅速かつ柔軟に行うため、部署の枠を超えたワーキングチーム活動の推進（再掲）等

～取り組むべき今日的な生活課題・新たな生活課題（例）～

分野	生活課題（例）
高齢介護分野	認知症高齢者支援 孤独死・閉じこもり 移動・買物困難 等
障がい福祉分野	障がい者の地域社会での自立 生活・就労支援 障がいの理解促進
児童福祉分野	子どもの虐待・貧困 子育て家庭の孤立 等
その他共通	生活困窮、ゴミ屋敷 ニート・ひきこもり ヤングケアラー コロナ禍の社会的孤立拡大 8050問題 災害対応 等

県社協としてできること

1. 様々な活動主体との連携・協働を通じて

- ア 地域支援（地域づくり支援）
- 見守り活動（小地域ネットワーク活動等）
 - 居場所づくり、仲間づくり、サロン活動、子ども食堂 等
- イ 相談（個別）支援
- 生活福祉資金貸付
 - 地域福祉権利擁護事業、成年後見
 - 介護サービスや相談からの発見・つなぎ 等

2. 広域社協として

- 活動を支える人材の育成、研修
- 課題や取組の共有、普及啓発
- 新たな活動の企画開発、提案 等

② 働きやすい環境づくり

【現状と課題】

- 平成30年7月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布されたことに伴い、長時間労働の是正（ワーク・ライフ・バランスの実現）、働く人の事情に応じた多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等が定められました。また、令和3年4月にすべての企業で適用されるいわゆる同一労働同一賃金の制度に対しても、対応が求められているところです。
- こうした動きを受け、県社協でも令和元年度から法改正に基づいた取組や勤怠管理システムの導入及び各種規程等の見直しを行いました。
- 働き方改革の推進関連法の対応と併せて、業務に付随する複雑な事務処理を省力化するため、より一層のICT化、デジタル化に取り組む必要があります。

【目指すべき方向性、重点的な取組】

1) 働き方改革への対応等

重点的な 取組

平成30年7月に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」を受け、同法に基づく雇用形態の見直しや多様な働き方の実現等、職員が働きやすく安心して仕事ができる環境整備を進めます。

【取組例】

- ハラスメント対策やメンタルヘルスの取組推進による安全衛生環境の改善
(令和元年度から取組中)
- 非正規職員の待遇改善（令和2年度に見直し済）
- 年次有給休暇の取得促進と残業（超過勤務）の縮減（令和元年度から取組中）
- すべての職員が介護休暇、産前産後休暇、育児休暇等を取得しやすい環境の整備 等

2) ICT化の推進等による業務の効率化

重点的な 取組

業務の効率化や生産性向上を図るため、事務処理システム（会計管理・勤怠管理・文書等管理・個人情報管理等）によるペーパーレス化や電子決裁（押印廃止）の導入をはじめ、事務事業のオンライン化に取り組みます。

【取組例】

- 勤怠管理、会計処理システムの改修による業務の効率化（令和元年度から取組中）
- ペーパーレス化、書類の電子化、電子決裁の促進による情報管理の簡素化と効率化
- 各事業場面におけるオンライン（zoom等）の積極的活用、感染症対策を意識した非接触化の推進

③ 情報発信、広報力の強化

【現状と課題】

○県社協の広報活動は、ホームページや広報誌「福祉わかやま」（年間11回：2月3月は合併号／各月1万部発行）による広報を中心とし、その他各事業単位にチラシや報告書等の広報物を作成しています。

○地域福祉の担い手が多様化する中で、県社協の存在（意義）の見える化と、多様な機関との連携・協働を一層促進するため、様々な広報媒体を活用した情報発信、広報力の強化が必要となっています。

【目指すべき方向性、重点的な取組】

1) 広報誌「福祉わかやま」の充実

重点的な取組

地域福祉を推進するため、福祉を取り巻く現状、生活課題や目指すべき姿、県社協の事業活動・研修会等の案内や社会福祉法人・ボランティア・地域福祉活動の紹介等、情報の受け手の立場に立ったわかりやすい情報提供を行います。

【取組例】

- ・活動現場を訪問しての課題把握、情報収集、現場取材力の強化
- ・企画広報ワーキングチーム及び全職員の企画力、編集力強化
- ・社会福祉の動向や県内の多様な主体の先駆的実践の発信、課題提起
- ・配布先、発行部数の見直し（令和3年度から取組中）

2) ホームページ、メール、マスメディア、SNSの活用

重点的な取組

県内の様々な主体の先駆的実践や県社協の取組を積極的に発信するため、ホームページや広報誌のみではなく、SNS、マスメディアの活用等、多様な広報媒体を活用した情報発信に取り組みます。

【取組例】

- ・ホームページの充実と改善、コンテンツの見やすさの改善等
- ・取材を経た動画作成、動画配信の積極的活用
- ・SNSによる年齢層（ターゲット）や世代を意識した多角的な情報発信
- ・プレスリリース等のパブリシティ活動強化
- ・会員向けのメールニュース等、タイムリーできめ細かな情報提供の実施 等

3) 地域福祉推進フォーラムの開催

重点的な取組

社協や社会福祉法人、専門職、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO等をはじめとする地域の多様な活動者等が「地域共生社会の実現」に向けて取り組む活動や調査研究活動等を共有し、学び合う場として「地域福祉推進フォーラム」を開催し、先駆的な取組の普及啓発や交流機会の提供につなげます。

【取組例】

- ・和歌山県地域福祉推進フォーラムの毎年開催（平成20年度から取組中）
（先駆的取組の紹介と普及啓発、今日的な課題や潜在的課題の研究・協議）

(2) 経営基盤の強化 ～経営が成り立つ～

① 財政基盤の強化

【現状と課題】

- 県社協の財源構成は、県からの委託金・補助金による「公費財源」と、会費・寄付金・共同募金・助成金・基金・収益事業等による「民間財源」に大別されます。
- 県社協総収入の約8割、人件費のほとんどを公費財源に依存していますが、国・県の財政状況や行財政改革の影響に伴い、地域福祉推進財源としての「公費の安定的確保」と「自主（民間）財源の確保」が長年の大きな課題となっています。
- 県とのパートナーシップをより一層強化し、経営の観点からも委託金・補助金の確保に努めることはもちろん、県域で地域福祉を推進する民間組織としての自主性を発揮し、地域共生社会の実現に向けた新たな課題への対応や独自事業を推進するため、自主財源の確保が必要です。

【目指すべき方向性、重点的な取組】

1) 会員の加入促進

重点的な 取組

県域で地域福祉の推進を図る協議体組織として、社会福祉関係者、保健・医療・教育関係者、行政機関など、様々な個人・団体の参画と協働により地域福祉課題への対応を図るため、より一層の会員の加入促進と会員サービスの充実に取り組みます。

【取組例】

- 未加入会員の加入促進及び賛助会員の拡大、民間企業等新たな分野への加入勧奨
- 職員一人ひとりが県社協広報員という意識づけ
- 名刺やメール署名、研修資料や成果物等を通じた本会取組のPR強化
- 会員メリットを実感できる取組の強化と会員サービスの見える化 等

2) 自主財源の確保

重点的な 取組

継続的・安定的な事業運営と県社協独自事業の企画・実施を進めるため、研修受講料収入、第三者評価事業収入、収益事業収入等の自主事業（収益）強化と、共同募金、寄付金等の民間財源確保（活用）を図ります。

【取組例】

- ニーズに則した効果的な研修及び評価事業の実施、受講料収入等の増加
- 収益事業収入の安定的確保（自動販売機設置収入等）と地域福祉事業への還元
- 地域生活課題に対応するための共同募金や寄付金等の活用・募集
- ホームページや広報誌の広告等を活用した新たな収入確保策の検討 等

② ガバナンスの強化

【現状と課題】

- 平成28年4月の社会福祉法改正により、福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、社会福祉法人制度について「経営組織のガバナンスの強化」、「事業運営の透明性の向上」等の社会福祉法人制度改革が行われました。
- 県社協は、社会福祉法第110条に基づく県域での地域福祉を推進する中核としての役割を担う民間組織であり、非営利法人としてふさわしいガバナンス（組織統治）とコンプライアンス（法令遵守）を備えた法人経営が求められています。
- 同法の規定に則し、平成29年4月から業務執行の決定機関である理事会と、運営にかかる重要事項の議決機関である評議員会を定期的開催しているほか、会計監査人の配置や内部管理体制の基本方針の制定、関係諸規程の見直し等、ガバナンスの強化に取り組んでいます。
- 今後も適正な法人経営が維持できるよう、引き続き理事会・評議員会において法人経営や事業実施状況を報告するとともに、運営面に関する課題等を職員間で共有・検討する場を設ける必要があります。

【目指すべき方向性、重点的な取組】

1) 法人経営（理事会・評議員会・監事監査・会計監査人）の充実・強化

重点的な 取組

活動計画や年次事業計画の進捗状況を理事会・評議員会等で定期的に報告し、会員等の意見を反映した事業運営、法人経営を行います。
また、引き続き適正な法人経営や事業が実施されるよう、監事監査や会計監査人による監査を通じたチェックと改善に取り組めます。

【取組例】

- 理事会、評議員会での定期的な法人経営及び事業実施状況の報告
- 事業実施に関する評議員からの意見聴取の場としての評議員懇談会の開催
- 法人経営に関する課題を職員間で共有し、改善に向けた検討を行う場の設定 等

2) コンプライアンス、事業運営の透明性向上 等

重点的な 取組

社会福祉法等の関係法令及び諸規程を遵守し、県民及び会員等関係機関の信頼に応えられる法人となるよう、コンプライアンス（法令や社会規範等の遵守）の向上に取り組めます。また、県社協の法人経営及び事業実施に関する情報提供を積極的に行い、組織の透明性確保に取り組めます。

【取組例】

- 新規職員採用時における職員研修やコンプライアンス強化のための研修等の実施
- 社会福祉法に則った法人経営状況の開示、情報発信の強化
- 各会計年度における事業報告書（簡易版）の作成 等

③ 関係機関・団体との連携強化

【現状と課題】

- 地域共生社会の実現に向けて、地域住民のあらゆる生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行うことが求められており、社協にはその連携・協働の中核を担う役割が期待されています。
- そのためには、市町村社協、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員、ボランティア等従来からつながりの深い団体・個人とのさらなる連携強化はもちろん、福祉分野以外の様々な分野との連携を図りながら取組を進める必要があります。
- また、県の財政状況に伴って補助金・委託金の確保が年々厳しい状況にある中、県社協の使命や経営理念に基づくこれまでの取組、さらに今後の取組方針を県と十分に協議し、県社協が担う事業の意義や必要性について適切に説明する必要があります。
- 県は、社会福祉法第6条に基づく「福祉サービスの提供体制の確保等に関する責務」を有し、福祉分野の上位計画として位置づけられた「都道府県地域福祉支援計画」(同法第108条)を策定していることから、県社協は県とのパートナーシップをより一層強化しながら取り組むことが重要です。

【目指すべき方向性、重点的な取組】

1) 各業種別協議会等との連携強化

重点的な取組

県市町村社協連絡協議会、県社会福祉法人経営者協議会、県保育連合会、県ボランティア連絡協議会、県民生委員児童委員協議会等のほか、その他の施設種別協議会やNPO、企業等、多様な分野との連携を強化します。

【取組例】

- 県市町村社協連絡協議会の活動支援を通じた市町村社協活動の支援
- 県社会福祉法人経営者協議会、県保育連合会等の事務局受任を通じた活動支援とその他の施設種別協議会等との連携・活動支援強化
- 県ボランティア連絡協議会活動の支援
- 各事業場面における多様な分野との連携、つながりづくりの強化 等

2) 県との連携・パートナーシップの強化

重点的な取組

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備にあたり、重層的支援体制整備事業等、市町村が実施主体となる事業が増加している中、市町村社協がその中核的な役割を担うことができるよう、県や市町村との連携をより一層強化しながら取組を進めます。

【取組例】

- 県（行政）関係者に社協の役割や取組、社協職員の専門性を周知し、理解を得る。（日頃からの関係職員間での意見交換・情報交換の場づくり等）
- 地域共生社会に向けた取組（包括的支援体制づくり）や権利擁護体制のあり方等に関し、県との継続的な連携・協働体制を構築する。（令和2年度から取組中）
- 委託事業や補助事業の積極的な実施と継続性の確保
- 必要に応じた県への政策提言等の実施

参 考 資 料

- 1 第5次和歌山県社会福祉協議会活動計画の進捗状況 …… 68
- 2 第6次和歌山県社会福祉協議会活動計画 策定に係る組織体制／検討委員会名簿等 …… 78
- 3 第6次和歌山県社会福祉協議会活動計画 策定経緯 …… 79
- 4 和歌山県社会福祉協議会活動計画検討委員会 設置要綱 …… 81

1 第5次和歌山県社会福祉協議会活動計画の進捗状況（令和4年3月）

事業名／取組名／目標とする指標	平成28年度	令和3年度（第5次最終年度）	
	計画策定時	当初目標	実績
①生活福祉資金等貸付事業			
貸付支援・償還協議にかかる社協・民協支援	108回	186回	14回
貸付相談の窓口支援（訪問回数／年）	15回	16回	3回
償還督促の同行支援（訪問回数／年）	93回	170回	11回
事業実施にかかる研修、勉強会等機会提供	10回	10回	8回
事業周知の広報（HP、広報紙への掲載、パンフレット作成等）	12回	12回	9回
償還履行者率	57.1%	60.0%	60.9%
②福祉人材確保等にかかる返還免除付き貸付事業			
介護福祉士修学資金等貸付			
介護福祉士等修学資金貸付決定件数	12件	—	47件
同 債権管理件数	12件	54件	147件
実務者研修受講資金貸付決定件数	147件	—	162件
同 債権管理件数	147件	—	645件
介護人材再就職準備金貸付決定件数	0件	—	11件
同 債権管理件数	0件	50件	30件
保育士修学資金貸付件数	69件	—	54件
同 債権管理件数	69件	300件	424件
保育補助者雇上費貸付件数	1件	—	1件
同 債権管理件数	1件	1件	2件
未就学児保育料一部貸付件数	2件	—	7件
同 債権管理件数	2件	13件	28件
保育士就職準備金貸付件数	2件	—	2件
同 債権管理件数	2件	13件	8件
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付決定件数	15件	—	12件
同 債権管理件数	15件	240件	104件
児童養護施設退所者等自立支援資金貸付決定件数	3件	—	6件
同 債権管理件数	3件	120件	36件

【評価値】 3：目標達成／2：おおむね目標達成（7割以上）／1：目標に向けて遅延または未実施

評価値	今後の方針	成果	課題
1	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●「新型コロナウイルス感染症」対策としての特例貸付では、貸付決定・送金の迅速化に重点を置き、減収した困窮世帯の生命、生活を守ることができた。 ●平成19年度から相談支援・償還支援・不良債権整理への取組を強化しており、平成19年度の償還履行者率は31.7%であったが、平成28年度は57.1%、令和3年度には60.9%へ大きく改善した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●特例貸付の膨大な件数により、丁寧な相談支援ができなかった。 ●指定感染症である「新型コロナウイルス感染症」対策として、対面での活動を控えたため、訪問を伴う事業の実施が困難であった。
	継続		
	見直し		
2	継続		
2	継続		
3	継続		
3	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●当初、本貸付事業は3年～5年程度の時限的なものであった。 ●特に介護福祉士修学資金等貸付事業、保育士修学資金貸付等事業は県の貸付計画を上回る貸付実績となっており、県内における介護分野及び保育分野における人材確保、定着支援、資質向上に寄与している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●児童養護施設退所者等（貸付累計実績44件）及びひとり親家庭（貸付累計実績106件）への貸付は、当初の貸付計画に達していない。 ●特に、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付の貸付件数は少なく、また、債務者への経済的な支援にとどまっており、生活全般にかかる自立支援が課題である。 (県の当初貸付計画120件→貸付累計実績44件)
3			
3			
3			
3	継続		
1			
3	継続		
3			
3	継続		
3			
3	継続		
1			
3	継続		
1			
3	継続		
1			

事業名／取組名／目標とする指標	平成28年度	令和3年度（第5次最終年度）	
	計画策定時	当初目標	実績
③制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト			
連絡会議（推進委員会）設置	検討	設置済	開催
プロジェクトへの参画法人数（累計）	呼びかけ	50法人	43法人
モデル事業の推進・社会福祉施設（指定法人数／年）	4法人	5法人	4法人
モデル事業の推進・市町村社協（指定社協数／年）	2社協	3社協	3社協
被災地支援にかかる福祉介護分野の専門的人材派遣にかかるシステムづくり	検討	継続	検討
災害ボランティアセンターにおける連携体制の構築	検討	継続	訓練への参加呼びかけ
基金（拠出金）の創設	検討	設置済	設置済
④日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）			
福祉サービス利用援助事業 実利用者数	603人	670人	700人
市町村社協への個別支援（回／年）	12回	15回	8回
福祉サービス利用援助事業から成年後見制度への移行者数（累計）	140人	210人	223人
成年後見制度に関する研修会等の開催（回／年）	2回	3回	3回
地域住民主体の見守り活動支援	—	普及	普及
⑤民生委員・児童委員協議会活動との連携・協働			
「民生委員制度創設100周年記念・和歌山県民生委員児童委員大会」開催協力	—	—	—
民生委員活動事例の広報・普及（取材事例／累計）	2民協	43民協	18民協
「全国モニター調査」の結果等への対応	調査	評価	課題方策検討
⑥地域福祉活動推進支援事業			
地域福祉活動コーディネーター研修会の開催（回／年）	3回	3回	3回
市町村社協対象 研修会等の開催（回／年）	3回	3回	3回
課題別検討会（委員会）の開催（テーマ／年）	3テーマ	3テーマ	3テーマ
小地域における地域福祉活動計画策定・実行支援（支援社協数／年）	4社協	5社協	0社協

【評価値】 3：目標達成／2：おおむね目標達成（7割以上）／1：目標に向けて遅延または未実施

評価値	今後の方針	成果	課題
3	継続		●新型コロナウイルス感染症の影響により、地域に向けた公益的な取組が実施しづらい状況が続いている。
3	拡大	●本プロジェクトにより社会福祉法人（社会福祉施設）の公益的な取組促進と活動の見える化を図り、参画法人は43法人となった。	●社会福祉法人（社会福祉施設）が地域共生社会実現に向けたその一翼を担うために、広域・市町村域・小地域等のあらゆる圏域で、具体的な生活課題解決に向けた取組をさらに広める必要がある。
2	拡大		
3	拡大	●モデル事業実施の施設法人は、延べ16法人33事業に拡大し、徐々にではあるが「地域における公益的な取組」の広がりがみられる。	●災害時対応（被災地支援にかかる福祉介護分野の専門的人材派遣にかかるシステムづくり・DWAT等）については、進め方について県と協議する。
1	見直し		
1	見直し		
3	継続		
3	継続	●人口10万人あたりの利用者数は72人（令和3年3月時点）。全国14位（近畿3位）であり、利用者は増加し続けている。	●一部地域での「福祉サービス利用援助事業」利用の待機者は現時点では解消したところであるが、今後発生することも想定される。
2	継続		
3	継続	●同事業による利用者との信頼関係構築により、成年後見制度移行者も目標を上回っている。	●待機者解消には、委託金の確保とともに、福祉サービス利用援助事業から成年後見制度への移行を一層進めること等が課題である。
3	継続		
2	見直し		
—	終了	●平成29年度に、民生委員制度創設100周年記念和歌山県民生委員児童委員大会を後援するとともに、当日運営を支援した。	●「社会的孤立」や「生活困窮」の課題がさらに拡大している中、社協として民生委員活動との連携強化・活動支援策を検討していく必要がある。
1	継続	●民生委員活動普及のため、広報誌やホームページ等で継続的に啓発に取り組んできた。	●委員の高齢化や人材不足に基づく「なり手」不足も深刻な課題である。
1	見直し		●引き続き、民生委員活動事例等の普及により、その支援に取り組む。
3	継続	●「地域福祉活動コーディネーター」の養成は、社協職員、施設職員、令和3年度からは市町村行政職員も参加対象とし、連携・協働を促進するとともに、行政とのパートナーシップ強化を図った。	●地域共生社会の実現に向けた新たな事業（重層的支援体制整備事業）の中で、複合化・多様化する生活課題に対応するため、市町村社協の「相談支援」「地域づくり支援」の取組をより一層強化・支援する必要がある。
3	継続		
3	継続	●令和2年度に「地域共生社会の実現に向けた社協事業の展開を考える委員会・報告書」をとりまとめ、市町村社協支援の方向性を検討した。	
1	継続		

事業名／取組名／目標とする指標	平成28年度	令和3年度（第5次最終年度）	
	計画策定時	当初目標	実績
⑦いきいき長寿社会センター事業			
いきいきシニアリーダーカレッジ修了者数（人／年）	165人	180人	123人
高齢者サロン運営アドバイザー養成講座修了者数（人／年）	84人	80人	15人
わかやま元気シニア生きがいバンクの運営（平成29年度～）	—	継続	継続
登録件数（年間：累計）	—	継続	909件：4,857件
マッチング件数（年間：累計）	—	継続	150件：918件
スポーツ交流大会（ペタンク、グラウンド・ゴルフ等：人／年）	1,572人	1,700人	894人
文化交流大会参加者数（美術展・囲碁・将棋・健康マージャン：人／年）	382人	500人	159人
ふれあい作品展出品者数（人／年）	2,064人	2,100人	733人
⑧ボランティアセンター事業			
ボランティアコーディネーション能力向上研修開催（回／年）	1回	2回	1回
ボランティア活動団体助成実施（団体／年）	9団体	10団体	1団体
多者協働の場づくりの実施（回／年）	1回	1回	1回
福祉教育推進のための支援（団体／年）	—	3団体	3団体
市町村災害VC研修・訓練の促進支援（回／年）	11回	15回	9回
県災害VC研修・訓練の実施（回／年）	2回	2回	1回
ストックヤードの配備（カ所数／累計）	8カ所	13カ所	12カ所
広域支援にかかる検証・啓発物の作成	—	改訂	—
⑨福祉情報・広報活動			
広報誌「福祉わかやま」の発行数（部／月）	10,000部	10,000部	10,000部
社会福祉法人が行う「地域における公益的な取組」の紹介（回／年）	4回	6回	4回／年
社会福祉法人発行情報紙等への記事掲載依頼（回／年）	0回	4回	—
地域福祉推進フォーラムの開催（回／年）	1回	1回	1回
広報誌等での県共同募金会の事業の周知（回／年）	12回	16回	8回
広報誌への共同募金配分金を活用した事例の紹介（回／年）	0回	4回	2回

【評価値】 3：目標達成／2：おおむね目標達成（7割以上）／1：目標に向けて遅延または未実施

評価値	今後の方針	成果	課題
1	継続	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度に「ねんりんピック紀の国わかやま2019」が開催され、県選手団594名を派遣した。 シニアリーダーカレッジ及び高齢者サロン養成講座の修了生等に対して、地域活動のためのグループづくりを進めた結果、5年間で26グループが結成された。 生きがいバンク登録は、商工・観光・文化芸術・スポーツ関係等の新たな分野にはたらきかけを行うとともに、ホームページの利用を勧め、登録者数が増加した。 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により、各種事業の受講者数が減少。受講申込者を増やすため、広報の方法や広報先等について検討が必要である。 生きがいバンクも、活動自粛や中止のため、マッチング件数が伸び悩んでいる。 スポーツ交流大会については、高齢者が参加しやすい新規種目等の取り組みを検討することが必要である。
1	継続		
2	継続		
1	継続	<ul style="list-style-type: none"> 福祉教育推進委員会を設置し、実践プログラム評価指標を作成、3市町村協が4年間にわたりモデル事業を実施。事例を県内市町村社協や全社協及び協働機関に発信した。 ボランティアフォーラムや夏のボランティア体験月間事業を実施し、参加・体験機会の提供、ボランティア間のつながりの促進、ボランティアの魅力や価値の発信、人材育成に努めた。 <p>(災害VC)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度に災害VC常設化10周年フォーラムを開催。令和元年度より新たに広域・同時多発災害対応訓練や災害VC中核スタッフ養成研修を実施した。 スムーズな災害VC運営に入ることができるよう、12カ所のストックヤードを配備した。 	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍における活動支援、ボランティア・団体の高齢化、新たな参加層につながるプログラムづくりなどの課題解決に向けた取組促進が必要である。 本会として、福祉教育の「概念の整理」や「県域における実践の可視化と交流」を図る必要がある。 <p>(災害VC)</p> <ul style="list-style-type: none"> 常設センターとして、南海トラフ巨大地震等に備え、市町村社協をはじめ協力団体及び登録者とのより一層の連携による広域支援体制・機能の強化が必要である。 県民の生活を脅かす災害（感染症、ライフライン停止含む）と共存する時代において、「県内支援人材」の育成や「物資・資機材」の備えのほか、災害ボランティアセンター運営のための「情報（ICT化）」による支援ツールの開発を図る必要がある。
1	継続		
1	継続		
3	継続		
3	継続		
2	継続		
2	継続		
2	継続		
1	継続		
3	継続		
3	継続		
3	継続		
1	見直し		
3	継続		
3	継続		
3	継続		

事業名／取組名／目標とする指標	平成28年度	令和3年度（第5次最終年度）	
	計画策定時	当初目標	実績
⑩社会福祉施設・団体との連携強化及び支援事業			
研修（セミナー）機会の提供（回／年）	4回	6回	6回
団体事務局受任による支援	4団体	4団体	4団体
教員免許取得・介護等体験事業（大学・施設訪問等連携の場設定）	5回	15回	2回
広報紙・ホームページ等での啓発（紹介法人数／累計）	8カ所	40カ所	41カ所
公益的な取組実践事例集の作成	準備	啓発	改訂作成
⑪福祉サービス運営適正化委員会事業			
研修会の開催（回／年）	0回	2回	1回
巡回指導の実施（カ所／年）	12カ所	14カ所	3カ所
出前講座の実施（カ所／年）	10カ所	13カ所	11カ所
広報誌、ホームページ等への情報掲載（回／年）	16回	20回	11回
委員による現地調査の実施（社協数／年）	12社協	11社協	3社協
⑫福祉人材センター事業			
無料職業紹介事業等における採用・内定者数（人／年）	202人	230人	94人
福祉・介護・保育の職場体験の参加者数（人／年）	96人	100人	29人
離職した介護福祉士等の届出制度による届出者数（人：累計）	—	440人	326人
福祉・介護・保育に関する学校訪問実施数（回／年）	205回	210回	80回
福祉・介護・保育関係事業所への訪問数（回／年）	239回	250回	343回
研修の受講者数（研修1回あたりの平均受講者数）	40人	50人	21人
受講者の満足度（5段階評価で、平均4.2以上の研修の割合）	40%	65%	68%

【評価値】 3：目標達成／2：おおむね目標達成（7割以上）／1：目標に向けて遅延または未実施

評価値	今後の方針	成果	課題
3	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●経営協や県保連事務局を担ってきたことで、会員法人（施設）との顔の見える関係性を構築してきた。 ●令和元年度に県経営協のあり方見直し（県のみ会員廃止、社福法人の集合体としての活動強化等）を行い、協働プロジェクトと併せて、社会福祉法人活動の見える化、活動支援等を強化した。 ●介護等体験事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度～3年度と特例（代替）措置を適用し、体験受入れは中止した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により集合型の研修機会が減少。引き続き、オンラインを活用した参加しやすい研修の企画・実施に取り組む。 ●事務局を受任する施設協議会のほか、県社協会員であるその他施設種別協議会、当事者組織、職能団体との関係性・会員メリット、事務局受任のあり方等について検討する必要がある。
3	継続		
2	見直し		
3	継続		
3	継続		
2	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所における苦情解決や体制整備の促進を目的に出前講座を実施しているが、この広報・啓発に努めたことで講座要請件数が増加した。 ●福祉サービス苦情解決事業の周知用ポスター・リーフレットを各事業所に配布し、福祉サービス事業利用者の潜在的な苦情の抽出へと働きかけた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法第82条に「社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。」と規定されているが、事業所における第三者委員設置等その体制整備等への働きかけが弱かった。 ●運営監視合議体について、国の要綱（抜粋）では、福祉サービス利用援助事業の実施主体（都道府県社会福祉協議会から委託を受けて実施する者を含む。）から定期的に業務実施状況（契約締結審査会による審査を含む。）について報告を受けること等により、監視を行い、必要に応じて実施主体に対して助言、現地調査又は勧告を行う、とされているが、現状の実施手順等はこれと異なるので、委員の負担軽減等も含め、見直しを必要とする。
1	継続		
2	継続		
2	見直し		
1	見直し		
1	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルスの影響により、令和2年度からオンラインを活用した就職フェア、事業所向けセミナー・研修会等を実施し、コロナ禍での人材確保・定着支援に努めた。 ●令和3年度から新たに、窓口への来所が困難な方などを対象としたオンラインでの相談も実施している。 ●SNSやパブリシティを活用した広報を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●様々な人材確保にかかる事業に取り組んできたが、未だ福祉人材センターの存在が県民に広く知れ渡っておらず、認知度が低い。 ●新型コロナウイルスの影響により、これまで実施してきた学校訪問や事業所訪問、ブース対面型での就職相談会や事業所向け研修会やセミナーなど、オンラインへの実施方法に変更を要した。
1	継続		
2	継続		
1	継続		
3	継続		
1	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●全社協・中央福祉学院のキャリアパス対応生涯研修課程に基づき、平成30年度から階層別研修を3研修（初任者、中堅職員、チームリーダー）に拡大することで、福祉職員のキャリア形成支援を行った。 ●その他、課題別研修（専門技術研修、組織支援研修）、資格取得支援に分け、研修を企画・実施することで、福祉サービスの質の向上を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●受講者アンケート、事業所ニーズ調査に基づき、研修メニュー及び講師の見直しを行うとともに、適宜新しい研修の企画開発を行い、受講者満足度の向上に努める必要がある。 ●また、受講者がより参加しやすい開催方法（来場型研修とオンライン研修の併用、オンデマンド型配信等）を検討していく必要がある。
3	継続		

事業名／取組名／目標とする指標	平成28年度	令和3年度（第5次最終年度）	
	計画策定時	当初目標	実績
⑬福祉介護サービス評価センター			
福祉サービス第三者評価事業受審事業所数（件：累計）	42件	80件	74件
地域密着型サービス外部評価事業受審事業所数（件／年）	41件	48件	33件
⑭民間社会福祉事業従事者共済事業・福利厚生センター等受託事業			
民間共済事業・退職金充足率	127.00%	100%以上	132.71%
福利厚生センター・加入法人数（新規加入／延べ）	52法人	1法人	0法人／3法人

【評価値】 3：目標達成／2：おおむね目標達成（7割以上）／1：目標に向けて遅延または未実施

評価値	今後の方針	成果	課題
		<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービス第三者評価事業の受審件数が少ないため、チラシを作成し広報に努めた結果、令和3年度は7件の受審があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ●義務化ではない福祉サービス第三者評価の受審を増やすため、更なる広報に取り組む。 ●和歌山県地域密着型サービス評価実施要綱改正（事業所において「評価機関による外部評価」と「事業所にて実施される運営推進会議を活用した評価」のいずれかを選択することができる）に伴い、外部評価の依頼が減少する可能性があるため、更なる広報と調査員の質の向上を図ることが必要である。
2	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●受審事業所数の拡大に対応できるよう、福祉サービス第三者評価事業に係る評価調査員を4名養成した。 ●地域密着型サービス外部評価は、コロナ禍における事業所ニーズに対応するため、新たにオンライン調査を実施し、令和3年度は33件の受審があった。 	
1	縮小		
		<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年度決算では、新型コロナウイルス感染症の影響により信託開始以来初めてのマイナス運用となったが、第5次活動計画期間中を通して充足率100%以上を維持することができた。 ●個別訪問による加入勧奨を行ったことで、新たに3法人に加入いただくことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●運用環境の低迷時においても安定した資産運用ができるよう、対策を検討する必要がある。 ●会員交流事業の見直しや更なる事業の充実等、加入者が参加、利用しやすい福利厚生事業の企画に取り組む必要がある。
3	継続		
2	継続		

2 第6次和歌山県社会福祉協議会活動計画 策定に係る組織体制／検討委員会名簿等

(1) 和歌山県社会福祉協議会活動計画検討委員会 委員名簿

(順不同・敬称略)

構成区分	氏名	所属等
学識経験者	◎桑原 義登	和歌山信愛大学 教授
	上野山裕士	摂南大学 教務部 教育イノベーションセンター 講師
	上岡 美穂	吹上法律事務所 弁護士
民生委員	○松下 明	和歌山県民生委員児童委員協議会 会長
市町村社協	林 保行	和歌山県市町村社協連絡協議会 会長
社会福祉施設	竹中 昭美	一般社団法人和歌山県老人福祉施設協議会 会長
	土井 了子	和歌山県療護施設連絡協議会 会長
	森田 昌伸	和歌山県保育連合会 会長
	森下 宣明	社会福祉法人和歌山つくし会 常務理事
	土井 邦夫	和歌山県知的障害者福祉協会 会長
社会福祉団体	佐本 綾子	和歌山県ボランティア連絡協議会 会長
	西井 幸男	社会福祉法人和歌山県身体障害者連盟 会長
社会福祉関係団体	新野佳世子	一般社団法人和歌山県社会福祉士会 副会長
	田村 公一	公益財団法人和歌山県人権啓発センター 常務理事
関係行政機関	山本 佳之	和歌山県福祉保健部 福祉保健政策局長
県社協	中西 淳	社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会 常務理事

◎委員長、○副委員長

【任期】令和3年9月1日～令和5年8月31日

(2) 第6次県社協活動計画策定に向けたワーキングチーム会議

(事務局職員)

	部署名	職名・氏名	
総務企画部		部長	峠原 和明
	企画班	副部長	榎本 幸治
	企画班	主査	田中 諭
	総務経営班	主査	湯川 直哉
	総務経営班	主査	手崎 健太
地域福祉部	健康生きがい班	副部長	小川朱寿子
	ボランティア振興班	副部長・所長	南出 考
	生活資金班	班長	井上 真典
	地域福祉班	主査	鍋田 富美
福祉人材研修部	人材班	主査	田村 元子
	研修班	主事	山田 百恵
福祉介護サービス評価センター・運営適正化委員会		主査	山本 哲嗣

3 第6次和歌山県社会福祉協議会活動計画 策定経緯

(1) 検討委員会

回	期日	協議内容
第1回	令和3年 9月24日	(1) 委員長・副委員長の選任について (2) これまでの活動計画の取組と県社協事業の全体像について (3) 第6次活動計画策定に向けた計画骨子について
第2回	令和3年12月22日	(1) 第5次活動計画の進捗状況等について (2) 第6次活動計画の内容について ・第1章 計画策定の趣旨等 ・第2章 地域福祉を取り巻く環境 ・第3章 第6次計画の構成・推進体系 ・第4章 (1) 個別事業計画 (2) 組織基盤の強化
第3回	令和4年 2月28日	(1) 第6次活動計画(案)について (2) その他(今後の進め方等について)

(2) 理事会・評議員会

会議名	期日	協議内容
評議員懇談会	令和4年 1月24日	・第6次活動計画の策定について(経過報告・意見聴取)
理事会	令和4年 3月24日	・第6次活動計画の策定について(最終承認)

(3) 事務局内ワーキングチーム会議

回	期日	協議内容
第1回	令和3年 5月12日	【策定方針・イメージの共有】 (1) 第5次活動計画について (2) 地域共生社会の実現に向けた社協事業の展開について (3) 第6次計画策定に向けて大事にすべきもの、課題や論点について
第2回	令和3年 6月 2日	【県社協の基本理念等について職員参加で検討する①】 (1) 県社協の存在意義、存在価値について (2) 県社協の強み、弱みについて (3) これからの県社協職員に求められることについて
第3回	令和3年 6月 8日	【県社協の基本理念等について職員参加で検討する②】 (1) 基本理念や計画骨子等の検討について
第4回	令和3年 6月28日	【県社協の基本理念等について職員参加で検討する③】 (1) 計画骨子・基本理念・行動指針の検討について
第5回	令和3年12月28日	(1) 第2回検討委員会を踏まえての協議、対応事項の確認

(4) その他

①行政計画との調整

和歌山県福祉保健総務課を通じ、県福祉関係各課に計画案の確認を依頼。(第2回、第3回委員会)

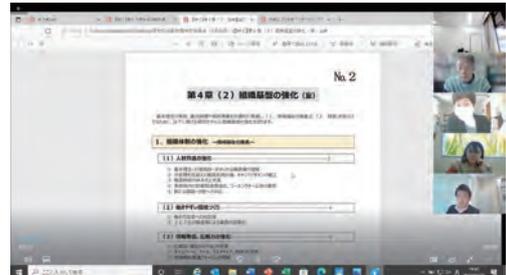
②市町村社協への意見照会

市町村社協会長・局長会議(令和4年2月24日)で説明、その後意見照会(3月10日締切)を実施。

県社協活動計画検討委員会の様子

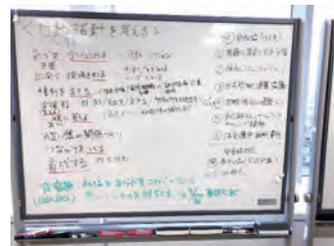


第1回検討委員会



第2回、第3回検討委員会は新型コロナウイルス感染症拡大の影響でオンラインを併用しての開催

事務局職員によるワーキングチーム会議の様子



4 和歌山県社会福祉協議会活動計画検討委員会 設置要綱

(目 的)

第1条 社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、社会福祉法に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定され、その役割を果たしていくことができるよう法人のあり方を検討し、その方向性について、和歌山県社会福祉協議会活動計画に反映するため、和歌山県社会福祉協議会活動計画検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(会 務)

第2条 和歌山県社会福祉協議会活動計画を策定するための基本的事項の検討及び策定後の進行管理並びに見直しに関する助言・提案などを行う。

(構 成)

- 第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員会には、委員の互選により、委員長1名、副委員長1名を置く。
 - 3 委員構成は別紙のとおりとする。
 - 4 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、県社協会長が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長の職務)

- 第6条 委員長は委員会を総括し、会議を招集し、その議長となる。
- 2 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、県社協総務企画部で行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月29日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成31年6月30日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月25日から施行する。
- 2 令和元年6月30日の任期満了後に委嘱される委員の任期は、令和元年9月1日からとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第6次和歌山県社会福祉協議会活動計画

令和4(2022)年度～令和8(2026)年度

令和4年3月 発行

社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会

〒640-8545 和歌山市手平2丁目1-2

電話 073-435-5222 FAX 073-435-5226 (代表)

E-mail : washayo@wakayamakenshakyo.or.jp

ホームページ : <https://www.wakayamakenshakyo.or.jp>



和歌山県社協SNSアカウント

